



CONTENTS (今号の主な内容)

- | | | | |
|-----|---|-------|--------------------------------------|
| 2▶9 | 「第1次佐賀市総合計画」をお知らせします | 18▶21 | 佐賀市版バランスシートを公表します |
| 10 | 行政改革推進会議から提言書が提出されました | 22 | 佐賀ものづくりミュージアム |
| 11 | 市長と語る会、教育委員と語る会
全国高校総体ボランティア活動リーダー募集 | 23 | 佐賀市歴史民俗館嘱託職員募集 |
| 12 | 佐賀市健康づくり計画(案)について | 24 | 佐賀市日日雇用職員募集 |
| 13 | 佐賀市母子保健計画(すこやか親子計画)(案)
について | 26 | ごみ収集車(新車)に広告を掲載しませんか? |
| 14 | 佐賀市景観計画(素案)について | 28▶30 | 掲示板 |
| 15 | 佐賀市屋外広告物条例(仮称)骨子について | 33 | 街角リポーター・私の特ダネ |
| 16 | 第8次佐賀市交通安全計画(案)について | 34 | 私立保育園子育てサロンの予定 |
| 17 | 市営住宅入居者(あき家)募集 | 36 | 佐賀城下ひなまつり前売券発売中
SAGAバルーンチャレンジシリーズ |



平成18年12月20日 佐賀市、川副町、東与賀町、久保田町合併協定調印式
(佐賀勤労者総合福祉センターにて)

この冊子は1部当たり約45円で作成しています。
(ただし人件費など間接経費は含まれていません)

2100
古紙配合100%再生紙を
使用しています。

**PRINTED WITH
SOYINK™**
この印刷物は大豆油インキ
を使用しています。

「第1次佐賀市総合計画」をお知らせします



平成17年10月1日に、1市3町1村が合併して新しい佐賀市が誕生し、市役所では新市の新しいまちづくりの指針となる「第1次佐賀市総合計画」の策定作業を行ってきました。

策定にあたっては、「市民アンケート調査」やパブリックコメントの実施、さらには、地域審議会、佐賀市総合計画審議会での議論を重ね、市民のみなさんのご意見を組み入れながら行ってきました。

今回は、昨年12月の議会で承認いただいたこの計画の概要について、市民のみなさんにお知らせします。 ◎問い合わせ 本庁企画課 ☎40・7025

■総合計画ってなあに？

Q 「総合計画」って何ですか？

A 合併後の新しい佐賀市のまちづくりを、計画的かつ総合的に進めていくためには、まちづくりの目標を定めた指針が必要です。

また、これからのまちづくりには、市民のみなさんにも、より主体的に参画していただくことが期待されます。

総合計画は、目標に向かって、具体的にどういうふうなまちづくりを進めていくかという方針を示した市の「経営の指針」です。

この計画には、市民のみなさんと市が共有する目指すべき「将来像」を掲げ、その実現に向けての具体的な取り組みについて、それぞれに期待される、あるいは果たすべき役割を示しており、市民のみなさんと市が手を携えてまちづくりを行うための指針となっています。

新市の第一次となる今回の計画は、合併前の各地域の歴史や文化を承継し、融和と発展のもと、まちづくりを計画的に進めていくこととしており、計画の期間は、平成19年度から平成26年度までの8年間としています。

■今回の総合計画の特徴は？

Q 新しい佐賀市の最初の総合計画ということですが、特徴を教えてください。

A 今回の総合計画は、合併時の旧市町村間の合意事項を尊重した内容となっています。

合併後の目指すまちの姿を記した計画（新市建設計画）が策定されていきましたので、その計画を基本として、昨年実施しました市民意向調査等、新市に対する市民の意見を踏まえながら策定を行いました。

この計画の大きな特徴は、計画全般を進めていく中で、「協働によるまちづくりの推進」を図ることに重点を置いていることです。

これまで、公共サービスの提供は、行政が主体となる、いわゆる「公助」が中心でしたが、規制緩和による企業の参入、あるいは、ボランティア活動やNPOの広がりなど多様化を見せています。

また、佐賀市は地域コミュニティの希薄化が懸念される時代にあっても、まだまだ地域や隣近所のつながりを大切にしている地区が多いという強みもあります。

そのようなことから、行政だけで

なく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等がそれぞれの主体的なパートナーとしてまちづくりを行っていただきたいとの願いから、計画の中に、「市民の役割」を掲載し、市民のみなさんとともに、まちづくりを行っていきたいと考えています。



■計画はどうやって実施されるの？

Q 計画の内容について、具体的な事業等の記述が少ないように感じます。計画の実現はどのようにして図られるのですか？

A 計画の内容については、具体的な事業名（例えば、〇〇道路整備事業、△△まつりの開催など）は、掲載していません。福祉や環境、教育、産業振興など、取り組むべき課題を38項目に分類し、その分野ごとの基本的な考え方、取り組み方針を記載するにまとめています。計画作成時には必要な事業であっても、常にその必要性を検証し、見直しや改善を行います。

また、今回の総合計画については、実効性のある計画書となるよ

うな工夫をしながら策定を進めてきました。

その具体策の一つが、行政評価システムを活用した進捗管理です。分野別の38項目それぞれに、「統括責任課」と「目指す成果」を明示するとともに、「目標値」を立てて、その進み具合を評価・検証していくこととしています。

評価の結果は、翌年度の予算編成に反映させることとしており、確実な計画の実施が図られるものと考えております。



想の概要

※総合計画は、本市の目指す将来像を示した「基本構想」とその実現のための具体的な事業を体系化した「基本計画」の2つで構成されます

◇基本理念

第1次総合計画の基本理念として、次の5つのことが考えられます。

量的拡大から生活の質の向上へ

量的・物質的拡大のみを追求するのではなく、市民が個性を大事にし、生きがいを追求しながら、生活のゆとりや豊かさを実感できる成熟した社会の実現が必要です。

安全で、安心して暮らせる社会へ

災害や事件・事故に対する不安の解消を図るとともに、すべての市民の人権が尊重され、高齢者や障がい者等も、住み慣れた地域で、安全で安心して暮らせる社会の構築が必要です。

自立と自己責任の時代へ

地方分権が進む中、市においては、自立した行政経営を行うとともに、市民も自分たちの住んでいるまちは、自らつくるという意識を持ち、実践できる社会の実現が必要です。

知と個性の時代へ

生涯を通じて自らの知識を高めるための環境を確保するとともに、互いの個性を認め、力を発揮し合う社会の実現が必要です。また、地域資源を生かし、佐賀らしさを大切にしたいまちづくりが必要です。

こころ通わす時代へ

市民が地域社会の構成員としての責任を持つとともに、人との絆、地域社会との絆を大切にすると、これからの時代にあふれる地域コミュニティの実現が必要です。



◇将来像（8年後の姿）

“人と自然が織りなす
「やさしさと活力にあふれるまち さが」”

第1次佐賀市総合計画・基本構

◆将来像の実現に向けた基本戦略

将来像の実現のため、本市の基本戦略として、「福祉」、「環境」、「教育」の分野に重点を置いた取り組みを行います。

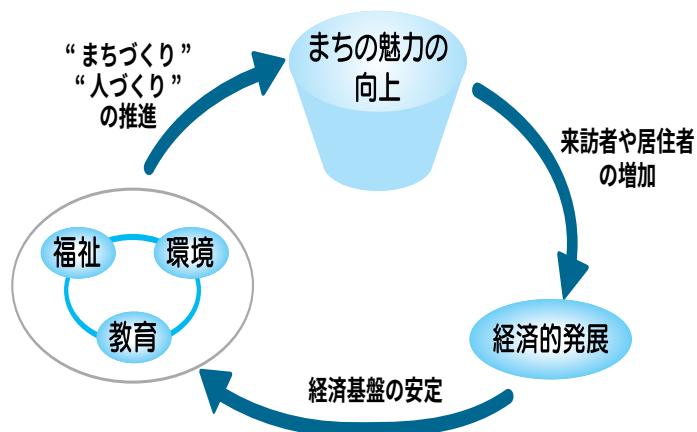
また、あわせて、具体的な施策展開の裏付けとなる財源を確保するために、産業の振興をはじめとした「経済の持続的な発展と自立」を図ります。

「福祉」、「環境」、「教育」に力を注ぐことにより、例えば「充実した福祉施策」、「美しい

生活環境」、「高い教育水準」と

いうように、総合的なまちの魅力が高まり、来訪者や居住者の増加につながることを期待され、そのことを原動力として、地域産業の振興を図ることが可能になります。

さらには、経済の発展に支えられて、本市の魅力を一段と高めるための取り組みを展開できるといえるという、好循環が期待されます。



◆総合計画を推進するに当たつての基本姿勢

◎協働によるまちづくりの推進

理想とするまちの姿やまちづくりの課題を、行政だけでなく、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等が、常に情報を共有しながら、役割分担や連携、協力のあり方を模索し、具体的に実践することにより、協働によるまちづくりを推進します。

◎男女共同参画社会の実現

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。そのために、市民意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、地域社会での環境整備を推進します。

◎行政経営の有効性と効率性の追求

市民と行政との信頼関係を確立するために、情報公開を進めるとともに、市民の意見や

ニーズを踏まえた施策決定を行います。また、事業の実施段階においては、費用対効果を踏まえ、常に改革改善を図り、有効性と効率性を追求した行政経営を推進します。

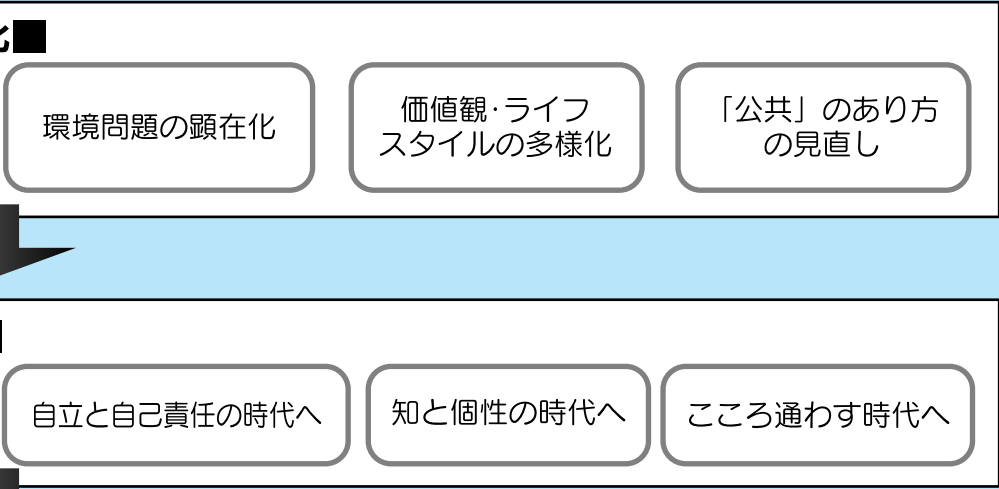
二

◎福岡都市圏を意識したまちづくりの推進

今後の本市の発展を考え、福岡都市圏と競い合うのではなく、さがの住み良さ、まちに息づく歴史や文化、豊かな自然環境などの特徴を生かして、福岡都市圏の発展する力を呼び込むための取り組みを進めます。



具体的な事業を体系化した「基本計画」の2つで構成されます。



「やさしさと活力にあふれるまち さが」

代にかかわらず、いつでも新たな知識や教養を身に付けることができます。

自分の可能性を広げようとする市民が増え、職場や学びの場でお互いの個性を認め合い、刺激し合うことにより、企業やNPOは、新しい発想でサービスを生み出しています。

また、地域では、多くの市民が主体的に地区の行事などの活動に参加することで、地域の絆が深まり、佐賀市は活力のある個性的なまちとして広く知られ始めています。

このような、個性的で活動的なまちの姿にひかれて、あるいは、豊かな自然や歴史・文化に魅了されて、佐賀市を訪れる人や移り住む人が増え、まちはさらに賑わい、新たな刺激や可能性が生まれ、佐賀市は“やさしさと活力にあふれるまち”となっています。

佐賀市の将来像実現のためには、行政をはじめ、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等が、それぞれの自立や自己責任を重視する一方で、まちづくりにも主体的に参画していく必要があります。

行政は、そのための仕組みづくりやコーディネートを行うなど、しっかりとその責任を果たします。

■総合計画を推進するに当たっての基本姿勢■

- 協働によるまちづくりの推進
- 男女共同参画社会の実現
- 行政経営の有効性と効率性の追求
- 福岡都市圏を意識したまちづくりの推進

基本計画

第1次佐賀市総合計画

第1次佐賀市総合計画は、本市の目指す将来像を示した「基本構想」と、その実現のための

■社会潮流の変

人口構造の変化

暮らしの安全・安心の
確保に対する意識の
高まり

産業構造の変化と
情報通信手段の
高度化・多様化

■基本理念

量的拡大から生活の質の向上へ

安全で、安心して暮らせる社会へ

基 本 構 想

■佐賀市の将来像■

人と自然が織りなす

8年後、2014年の佐賀市は、経済的、物質的な豊かさのみを追求するのではなく、自然環境の保護や省資源など社会の持続的な発展への貢献が重要視されており、生活のゆとりや精神的な豊かさを大切にする、さらに、質の高い成熟した社会へと向かっています。

あわせて、市民や地域、NPO等の市民団体、企業等が主体的にまちづくりに参画し、市民と行政、個と公共の役割も「共助」と「協働」をキーワードに展開されています。

その結果、犯罪や事故の起こりにくい環境づくりや、自然災害など、いざという場合には、行政だけに期待するのではなく、市民も自分たちの手で、生命や財産あるいは社会の安全を守ろうという機運が高まっています。

安心して子どもを生み育てられる環境づくりや、年齢や事故、病気などの理由で日常生活に不自由のある人も、地域やNPO、ボランティアの活動によって、生活のさまざまな場面で人の温かみややさしさを感じながら、住み慣れた地域で安心して暮らしています。

また、市民はそれぞれの価値観を大切にしながら、働き、学び、家庭や地域で、さまざまな活動に積極的に取り組んでいます。

特に“学び”の面では、子どもたちは、楽しく学校に通い、また、団塊の世代をはじめ、豊富な経験を持つ市民や企業が、“生涯学習”の担い手として活躍しており、市民は世

■政策展開の基本方向■

佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現

地域で安心して生活できる社会の実現

自然と調和した個性的な美しいまちの実現

豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現

地域経営の推進

2014年に実現を目指す状態	施策の進捗を図るための指標	目標値（2006年⇒2014年）
光地として多くの観光客が訪れている。	観光客入り込み数（日帰り客）	297.0万人⇒326.5万人
れている。	年間商品販売額（商業）	8,134億円⇒8,808億円
なされている。	農業生産額	107億円⇒115億円
わっている。	主要商店街通行量（年4日間12カ所）	85,128人⇒200,000人
け合いにより安心して暮らすことができる。	地域での助け合いが行われていると感じている人の割合	51.8%⇒60.0%
つことや社会参加することなどによって、その	介護認定を受けている人の割合	16.3%⇒16.9%
住み慣れた地域でいきいきと生活している。	住み慣れた地域で生活をするのぞむ障がい者が地域でいきいきと生活している割合	40.5%⇒50.0%
病気の早期発見、早期治療につなげ健康に暮ら	健康診断やバランスある食生活など、疾病予防や健康づくりを心がけている市民の割合	76.9%⇒85.0%
診療を受けることができる。	十分な医療体制が整っていると感じている人の割合	67.5%⇒75.0%
おり、できるだけ早く自立した生活を送れるよ	自立支援対象者の中で自立した人の割合	62.1%⇒68.0%
ことなく、安心して生活を送っている。	安全なまちランキング	729位⇒300位
られており、消防防災体制も充実している。また、	自主防災組織率	21.2%⇒65.0%
人権を尊重している。	人権侵害を受けた人の割合	7.9%⇒4.0%
性別にかかわらずその個性と能力を発揮でき	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに反対する人の割合	54.9%⇒65.0%
きている。	土地利用に関するルールの数	16カ所⇒20カ所
へスムーズに移動することができる。	公共交通機関の利用者数	261.3万人⇒262.1万人
	地域拠点間や市内の道路を快適で安全に通行できていると感じている人の割合	51.0%⇒60.0%
ている。	住居が安全快適で住みやすいと感じている市民の割合	75.7%⇒78.0%
市民は美しいまちだと感じている。	地域のまちなみは整い、良好な景観が形成されており、美しいと感じている市民の割合	51.1%⇒60.0%
いに満足し、自然と共存している。	市内はみどりが豊かであるおいがあり、みどりとの触れ合いに満足と感じている市民の割合	60.4%⇒64.0%
れている。	農業振興地域における農用地の面積	6,905ha⇒6,844ha
	民有林面積に占める保安林の割合	35.6%⇒39.6%
して利用することができる。	水辺空間が整備され、身近な憩いの場として利用している市民の割合	45.9%⇒50.0%
に取り組んでいる。	省エネ等の環境問題を意識し、取り組んでいる市民の割合	68.3%⇒74.0%
組み、廃棄物の排出を抑制している。	ごみ排出量（1人／日）	1,100g⇒1,000g
喜びを感じ、子どもを生みたいと思う人が安心	子育てに大きな不安や負担を感じている市民の割合	67.0%⇒50.0%
	「学校生活は楽しい」と思う子どもの割合	88.2%⇒90.0%
触れ合い、社会の一員として自らを認識している。	地域の行事や活動に参加している家庭の割合	41.3%⇒50.0%
ことを社会生活にいかしたり、生きがいを持つ	仕事や学校以外で、何らかの知識や技術を身に付けるための取り組みをしている人の割合	35.0%⇒50.0%
増進に取り組み、いきいきと暮らしている。	日常的に（週に1回以上）スポーツをしている市民の割合	36.6%⇒45.0%
地域の歴史や文化に愛着をもっている。	地域に誇れる歴史・文化があると感じる市民の割合	80.5%⇒85.0%
化芸術活動に取り組み、楽しんでいる。	この1年で市内で文化活動（美術、音楽、書道、演劇など）に接した市民の割合	46.0%⇒60.0%
がら、自らも地域活動や市民活動を展開している。	市民活動（まちづくりや地域の活動等）に参加している市民の割合	29.0%⇒50.0%
政に市民の意向が適切に反映されている。	市民生活の向上に役立つ市政情報が、的確に、わかりやすく伝えられていると感じている人の割合	77.0%⇒85.0%
質の高い行政サービスを提供している。	客観的・相対的評価（行政革新度ランキング）	10位⇒10位以内
	財政健全度ランキング	329位⇒200位
っている。	職員一人当たりの人口	117.8人⇒124.4人
れるために議会活動の積極的な支援がなされている。	議会情報が、わかりやすく伝えられていると感じている人の割合	50.5%⇒70.0%

基本計画

政策展開の基本方向	施策	各施策の実施により、
佐賀の個性を生かした魅力ある地域産業の実現	◎観光の振興	歴史や自然等の観光資源が効果的に整備され、魅力的な観光
	◎商工業の振興	商業・工業の売り上げが確保され、健全な経営がなさ
	◎農林水産業の振興	農林水産業者の売り上げが確保され、安定した経営が
	◎中心市街地の活性化	中心市街地は、魅力的に整備され、多くの歩行者で賑
地域で安心して生活できる社会の実現	◎地域福祉の充実	多くの市民は、地域の福祉活動に参加しており、地域の助
	◎高齢者福祉の充実	高齢者は、介護状態にならないよう予防に努めながら、生きがいを持
	◎障がい者の自立支援	障がい者は、福祉サービスの提供や企業・市民の理解などにより、
	◎健康づくりの支援	市民は、自ら疾病予防と健康づくりに取り組むとともに、健診等により、
	◎地域医療の充実	すべての市民は、緊急の傷病時には、いつでも適切な
	◎生活困窮者の自立支援	市民は、失業や病気などのもしもの場合に最低限の生活が保障されて
	◎生活者の安全確保	市民は、日常生活において事故・事件に巻き込まれる
	◎防災・危機管理対策の充実	災害による被害を最小限にするために、河川等の危険箇所の解消が図
	◎人権尊重の確立	市民は、お互いの人権を侵害することなく、お互いの
自然と調和した個性的な美しいまちの実現	◎男女共同参画社会の実現	男性も女性も、お互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、
	◎計画的な土地利用の推進	計画的な土地利用が行われ、秩序あるまちづくりがで
	◎総合交通体系の確立	市民は、公共交通機関を快適に利用でき、主要な場所
	◎道路ネットワークの充実	地域の拠点間や市内の道路を快適で安全に通行できる。
	◎住宅環境の充実	市民は、安全、快適で住みやすい居住空間を確保でき
	◎景観の形成	市内はまちなみが整い、良好な景観が形成されており、
	◎都市緑化の推進	市内全体がみどりにあふれ、市民はみどりとの触れ合
	◎農業振興地域の保全	農業振興地域において、整備された優良農地が保全さ
	◎森林の保全	森林は適切に保全されている。
	◎水辺空間の充実	水辺空間が整備され、市民は身近な娯楽や憩いの場と
	◎環境の保全	市民や事業者は、身近な環境問題を意識し、環境保全
	◎循環型社会の構築	市民や事業者は、廃棄物の適切な分別、リサイクルに取り
豊かな心を育み、楽しく学習できる社会の実現	◎子育て支援の充実	子育て世代が、大きな不安や負担を感じることなく、子育てに誇りと
	◎就学前からの教育の充実	子どもたちは、楽しく学校に通い、意欲的に学んでいる。
	◎家庭・地域・企業の教育力の向上	子どもたちは、地域社会の行事などに参加し、他の子どもや大人たちと
	◎生涯学習の推進	市民は、身近なところで必要な知識や技術を学ぶことができ、学んだ
	◎市民スポーツの充実	市民は、身近なところでスポーツを行うことができ、日頃から健康
	◎魅力ある文化の醸成	市内の文化財は適切に保存・活用されており、市民は
地域経営の推進	◎文化芸術活動の振興	市民は、日頃より文化芸術に接しており、自らも、文
	◎協働と市民活動の推進	市民は、まちづくりのパートナーとして行政と積極的に対話・交流しな
	◎情報の共有化の促進	効率的な情報発信と的確な市民ニーズの把握によって、市
	◎効果的・効率的な行政経営の推進	限られた資源を適切に活用し、効率的な行政経営を実践し、
	◎財政の健全性の確保	市の財政は計画的に、効果的に運営されている。
	◎業務執行体制の充実	職員一人ひとりの資質が高く、効率的な執行体制にな
	◎議会活動への支援	議会が、民意を的確に反映し、議会及び議員の活動が適正かつ効率的に行わ

佐賀市行政改革推進会議から 提言書が提出されました

平成18年12月22日、第10回佐賀市行政改革推進会議が開催され、同会議（15名）の吉野徳親会長から市長に対して提言書が手渡されました。

今回の提言は、平成18年3月17日、「佐賀市の行政改革はいかにして推進すべきか」との市長の諮問を受け、7回に及ぶ審議を重ね取りまとめられたものです。

市としては、この提言を最大限尊重し、平成19年3月までに、今後の行政改革の指針となるべき「佐賀市行政改革大綱」を策定する予定です。

◎問い合わせ

本庁 企画課 行政改革推進係 ☎40・7027



「佐賀市行政改革大綱」ができるまで」

12月

行政改革推進会議からの提言

1月

庁内での行政改革大綱案の検討

2月

大綱案のパブリックコメント

3月

行政改革大綱の策定

提言の要旨

○改革の基本方針

- ・複雑・多様化する市民ニーズに応えるためには、市民サービスの質の向上に努め、市民満足度の向上を目指すこと。
- ・質の高いサービスの提供には、高い資質を持った職員の育成が必要。併せて、職員の適正配置による組織のスリム化と能力や特性を生かした人材の活用にも努めることも必要である。
- ・合併後のそれぞれの地域コミュニティには、課題や問題が残されている。これらについての解決も図っていく必要がある。
- ・佐賀市の行政改革は、コストを意識した民間の経営的な視点に立った効果的・効率的な行政経営の確立を図ることが必要である。

○改革の実効性を確保するために

- ・この提言書に盛り込んだ内容をもとに、速やかに行政改革大綱を策定すること。
- ・行政改革大綱と併せて策定する集中改革プランにおいて、可能な限り数値目標を設定すること。
- ・改革の進捗状況は、佐賀市行政改革推進会議に報告し、広く市民に公表すること。
- ・改革の成果を客観的に評価し、絶えず改善していくこと。
- ・行政改革に対する職員の意識の統一を図り、共通の認識と目標を持って改革に取り組むこと。

古木・巨木を未来へ 引き継ごう！

「保存樹を指定しました」

市では古い樹木や大きな樹木を「保存樹」として指定し、所有者の方々と一緒に守り、未来に引き継いでいくため、「保存樹保護事業」を行っています。現在28本の樹木を市の保存樹として指定しています。保存樹に指定されても、維持管理は所有者の方の役割という点では変わりませんが、緊急を要するものから予算の範囲内で治療を行うなどの支援を行っています。

◎問い合わせ

本庁 緑化推進課 緑化推進係 ☎40・7164



▶護国神社のクスノキ

「市長と語る会」を開催します

市長が直接、市の財政状況や重点事業の内容などを説明し、市民のみなさんと意見交換を行う「市長と語る会」を開催します。どなたでも自由に参加いただけます。

《1月に開催する「市長と語る会」》

開催校区	日程	時間	場所
鍋島校区	1月16日(火)	19時～21時	鍋島公民館
金立校区	1月22日(月)		金立公民館
久保泉校区	1月30日(火)		久保泉公民館

◎問い合わせ

本庁 秘書課 公聴係
☎40・7024

「教育委員と語る会」を開催します

教育委員会では、市民に開かれた教育行政を推進するため、「教育委員と語る会」を開催します。市民の皆さんと教育委員が直接対話する機会を設けて皆さんの意見を広くお聴きし、相互理解をいっそう深めていきたいと考えています。

なお、今後も3～4カ月ごとに、中学校校区を対象に順次開催していく予定です。

■日時 1月23日(火)
19時～21時

■場所 本庄公民館
大集会室

■テーマ

「学校や家庭・地域でのあり方」
「学校・家庭・地域の教育力を高めるには？」

◎問い合わせ

佐賀市教育委員会
教育総務課 人事係
☎40・7351



市民の「だれもが、いつでも、どこでも、気軽に」ボランティアを!! 「全国高校総体ボランティア活動」リーダー募集

今夏開催される「2007 青春・佐賀総体」において、参加される選手はもちろんその他の関係者に「佐賀に来てよかった」と思ってもらえるように、佐賀市民による「ボランティア活動」を展開していきます。

■定員 先着30名
■申込期限 1月31日(水)

4月には

ボランティアも募集!!

「リーダーにはなりきらんけど、この機会に何かやってみたいか!」という方は、4月中旬頃にボランティアを募集する予定です。ぜひ応募ください。



◎申し込み・問い合わせ

ちかっとボランティア会議事務局 (大和支所 佐賀市全国高校総体推進室内)
☎51・2111

平成19年度佐賀市奨学生募集

■応募資格

・平成18年4月1日から引き続き現在まで佐賀市内に住所を有している方
・平成19年4月から新1年生として佐賀県内の高等学校(私立含む)に入学する予定で、佐賀市内から通学する生徒

・経済的理由により、修学困難と認められる生徒

■奨学金の額

全日制
月額 9,600円(予定)
※返済の必要はありません。

■給付期間

原則として3年間

■受付期間

1月15日(月)～2月15日(木)

■提出書類

佐賀市奨学金給付申請書・佐賀市奨学生推薦調書等(各中学校にあります)

■提出先 在学する各中学校

◎問い合わせ

教育委員会 教育総務課
教育政策係
☎40・7352

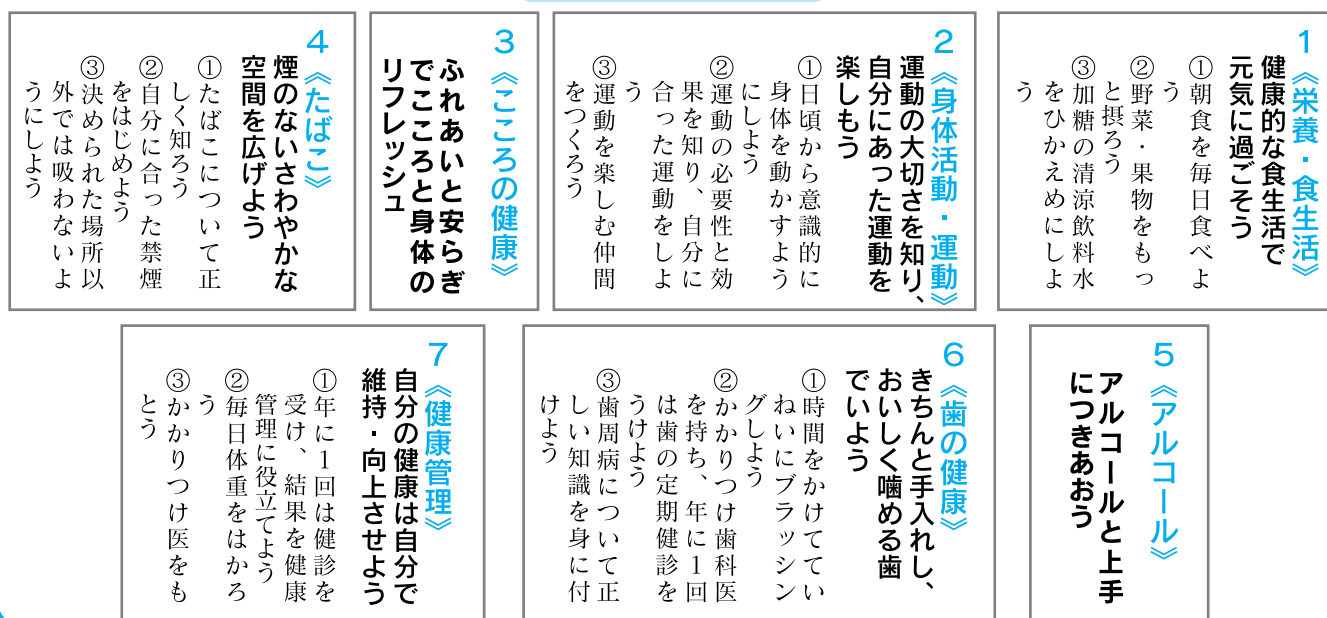
佐賀市健康づくり 計画 (案)について



佐賀市では、本市に住むすべての人々が健康でいきいきと生活できる社会をめざし、生活習慣病の予防、壮年期死亡(早世)の減少、健康寿命(認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間)の延伸、生活の質の向上を図り、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう、健康づくりに関する方向性と重点的に取り組む目標や事業等を定めた「佐賀市健康づくり計画(案)」を策定しました。

計画(案)の詳しい内容については、市のホームページ(1月15日から掲載)(<http://www.city.saga.lg.jp/>)、本庁長寿・健康課(ほほえみ館)、各支所保健福祉課および本庁情報公開コーナーでご覧いただけます。お寄せいただいた意見を考慮したうえで施策を決定し公表してまいります。

7つの基本目標



すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現

☆この計画に関する皆さんのご意見をお寄せください。

■意見の募集期間 1月15日(月)～2月15日(木) 17時15分必着

■ご意見の提出方法

ご意見は、住所、氏名(または団体名および代表者氏名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法でお願いします。(※特に様式は問いません)

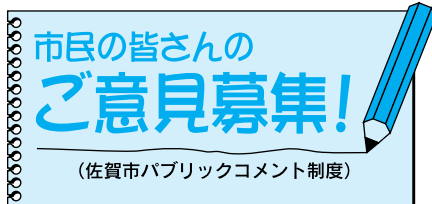
①電子メール kenko@city.saga.lg.jp ②FAX 30・0115

③郵送 〒849-0915 佐賀市兵庫町大字藤木1006-1

ほほえみ館 長寿・健康課 保健予防係

④直接持参 ほほえみ館2階 長寿・健康課 保健予防係、各支所の保健福祉課(三瀬支所は保健センター)、本庁情報公開コーナー(1階)(※直接持参の場合は、閉庁日を除く)

◎問い合わせ 本庁 長寿・健康課 保健予防係 ☎40・7281



佐賀市母子保健計画 (すこやか親子計画) (案) について



佐賀市では、安心して、妊娠・出産・育児ができるとともに親と子の心とからだの健康づくりを目的として、個人を社会全体で支える環境づくりを行うために「佐賀市母子保健計画(案)」を策定しました。

計画(案)の詳しい内容については、市のホームページ(1月15日から掲載)(<http://www.city.saga.lg.jp/>)、本庁長寿・健康課(ほほえみ館内)、各支所の保健福祉課および本庁情報公開コーナーでご覧いただけます。お寄せいただいた意見を考慮したうえで施策を決定し公表してまいります。

4つの基本目標

1【健康な子どもを育てるための環境づくり】

- 子どもの食育の推進
- 歯科保健の充実
- 健康診査の充実
- 疾病予防及び事故防止対策の推進
- 救急医療の確保

2【楽しく子育てができる環境づくり】

- 親子のふれあいと仲間作りの推進
- 児童虐待への対応
- 子育てに関する相談体制の充実
- 地域における子育て支援事業の充実

3【思春期の子どもたちの心とからだのすこやかな成長のための支援】

- 思春期保健教室・相談体制の充実

4【安心して妊娠・出産ができるための支援】

- 妊娠・出産に対する支援
- 不妊への支援



親と子どもがともに成長し、すこやかで心豊かな人生を送ることができる地域づくり

☆この計画に関する皆様のご意見をお寄せください。

■意見の募集期間 1月15日(月)～2月15日(木) 17時15分必着

■ご意見の提出方法

ご意見は、住所、氏名(または団体名および代表者氏名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法をお願いします。(※特に様式は問いません)

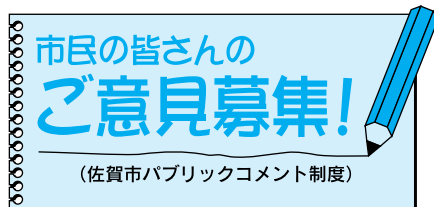
①電子メール kenko@city.saga.lg.jp ②FAX 30・0115

③郵送 〒849-0915 佐賀市兵庫町大字藤木1006-1

ほほえみ館 長寿・健康課 母子保健係

④直接持参 ほほえみ館2階 長寿・健康課 母子保健係、各支所の保健福祉課(三瀬支所は保健センター)、本庁情報公開コーナー(1階)(※直接持参の場合は、閉庁日を除く)

◎問い合わせ 本庁 長寿・健康課 母子保健係 ☎40・7282



佐賀市景観計画（素案）について

平成16年6月に景観法が制定され、佐賀市は、平成17年6月に景観法に基づく景観行政団体になりました。現在、景観法を活用し良好な景観形成を図るため、景観法に基づく「景観計画」を策定中です。

つきましては、パブリックコメント制度に基づき、市民の皆さまからのご意見を募集します。

計画（案）の詳しい内容については、市のホームページ（<http://www.city.saga.lg.jp/>）本庁建築課、各支所建設課（三瀬支所は産業建設課）および本庁情報公開コーナーでご覧いただけます。皆さんからお寄せいただいたご意見は、市の考え方と合わせて市報、ホームページなどにより一括して公表します。

●佐賀市景観計画（素案）の概要

良好な景観形成を実現するために、具体的な対象区域や目標方針、景観形成基準を定め、事前届出制度により規制誘導を図ります。

景観計画の区域を定めます

佐賀市全域を景観計画区域に定めます。

景観形成の基本方針を定めます

良好な景観形成を実現するために、地域の特性ごとに基本方針を定めます。

届出が必要な行為を定めます

一定規模を超える「建築物」や「工作物」の新築、増築等の行為を行う場合は、事前に届出を行い、景観形成基準に適合した内容で実施します。

屋外広告物の表示等の制限

屋外広告物の設置を制限する事項を定めます。

別途「佐賀市屋外広告物条例（仮称）」を定め、適正な広告物の掲出を進めていきます。

☆この計画（案）に関する皆さんのご意見をお寄せください。

■意見募集期間 2月9日（金）17時15分必着

■ご意見の提出方法

ご意見は、住所、氏名（または団体名および代表者氏名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法をお願いします。（特に様式は問いません）

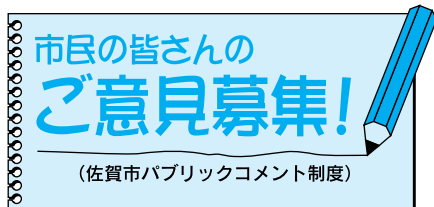
①電子メール kenchiku@city.saga.lg.jp

②FAX 40・7392

③郵送 〒840-8501 佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所建築課

④直接持参 本庁建築課（4階）、各支所建設課（三瀬支所は産業建設課）、本庁情報公開コーナー（1階）
（※直接持参の場合は閉庁日を除く。）

◎問い合わせ 本庁 建築課 都市景観係 ☎40・7172



佐賀市屋外広告物条例 (仮称) 骨子について

●条例制定の趣旨

ポスターや看板などの屋外広告物は、日常生活に必要なさまざまな情報を提供する重要な役割を持つものであるとともに、まちの表情や賑わいを作り出す役割を果たしています。

しかし、まちなみや自然景観などの地域特性に配慮しない無秩序な屋外広告物の表示や設置は、良好な景観を阻害するものとなりかねません。また、必要以上の大きさや数の屋外広告物は道路標識や信号機などを見づらくさせ、道路交通上著しい支障を生じさせるおそれもあります。

現在、佐賀市では、佐賀県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の規制・誘導等を行っておりますが、都市景観に関する市民意識の高まりや意識調査での屋外広告物に関する規制を望む声を受け、市独自の条例制定に向けて屋外広告物懇話会を立ち上げ、都市景観との調和、賑わい、安全上の問題や子どもへの影響などさまざまな問題を整理しながら屋外広告物のあり方を検討しています。

条例骨子の詳しい内容については、市のホームページ (<http://www.city.saga.lg.jp/>)、本庁建築課、各支所建設課（三瀬支所は産業建設課）および本庁情報公開コーナーでご覧いただけます。皆さんからお寄せいただいたご意見は、市の考え方と合わせて市報、ホームページなどにより一括して公表します。

●条例骨子

条例の骨子は、屋外広告物の規制・誘導を行うために四つの大きな柱で構成しています。

【許可区域・禁止区域を佐賀市全域に拡大】

現行の規制では、一部の景観上重要な区域や道路沿線を禁止区域や許可区域として指定し、市内の一部しか規制していないので、無規制の地域が存在します。

しかし、これでは佐賀市の良好な自然・田園・住宅地の景観を将来にわたり守っていくための十分な規制とは言えません。そこで、新条例では、市内全域を規制の対象とし、無規制の地域をなくしていこうと考えています。

【規制基準の見直し】

現行の規制基準（広告物の高さや面積など）は、一部佐賀市の実情に合わない部分もあるので、新条例では、社会・経済情勢の変化、地域特性（景観上の重要度、広告ニーズ、地域の特徴）などに対応した規制基準を新たに設定していきたいと考えています。

【規制する広告物の拡大】

現行規制では、規制する広告物の対象は一般広告物に限られており、自家用広告物については規制がありません。

しかし、市内の屋外広告物の掲出状況を見ると、ほとんどが自家用広告物であり、その数や規模が景観に与える影響は小さくありません。

このため、新条例では、公共性の高いもの、止むを得ず掲出する自家用広告や道標などの一部の例外はありますが、基本的に全ての屋外広告物を規制の対象にしていきたいと考えています。

※自家用広告物・・・自己の敷地内（所有地、借地）に自己の名称、店名、営業内容や商品名等を表示・掲出する広告物

※一般広告物・・・第三者の所有、管理地に表示、掲出する自家用広告物以外の広告物

【違反者への罰則】

条例の実効性を担保するため、新条例においても、現在の県条例と同程度の罰金を規定しようと考えています。また、罰金以外にも公表制度や違反ステッカーなど、違反抑止に効果のある罰則になるよう工夫したいと考えています。

☆この条例骨子に関する皆さんのご意見をお寄せください。

■意見募集期間 2月9日（金）17時15分必着

■ご意見の提出方法

ご意見は、住所、氏名（または団体名および代表者氏名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法をお願いします。（※特に様式は問いません）

①電子メール kenchiku@city.saga.lg.jp ②FAX 40・7392

③郵送 〒840-8501佐賀市栄町1番1号 佐賀市役所 建築課

④直接持参 本庁 建築課（4階）各支所建設課（三瀬支所は産業建設課）本庁情報公開コーナー（1階）（※直接持参の場合は、閉庁日を除く。）

◎問い合わせ 本庁 建築課 都市景観係 ☎40・7172

ご意見に対する 市の考え方を公表

(佐賀市パブリックコメント制度)

第8次佐賀市交通安全計画 (案)について

平成18年10月15日(日)から平成18年11月14日(火)までに実施しました「第8次佐賀市交通安全計画(案)」に対する意見募集に貴重なご意見をいただきました。ありがとうございます。

意見募集を行った結果、次のとおりご意見をいただきましたので、ご意見とご意見に対する市の考え方を公表します。

ご意見につきましては、項目ごとに整理し、要約して掲載しています。また、お寄せいただいたご意見を考慮して、第8次佐賀市交通安全計画を策定します。

なお、この内容は、市のホームページ、本庁市民活動推進課(アイ・スクエアビル4階)および各支所市民サービス課、本庁情報公開コーナーに備え付けて公表しています。

●募集結果

■意見募集期間

平成18年10月15日(日)から平成18年11月14日(火)

■意見提出者

1人

■提出方法

電子メール1人

■意見数

3件

●いただいたご意見と佐賀市の考え方

《ご意見》

・松原川沿いの歩道について、多数のハンパを設置すべきと考える。

・市街地では住民または許可を受けた車両以外は、通行させない仕組みを作るべきである。

・車両について、信号機以外の場所ではなるべく右折させないよう

《市の考え方》

第8次佐賀市交通安全計画は、佐賀市の今後5年間の交通安全を推進し、交通事故や交通事故死傷者を減少させて、交通安全の目標を達成するためのさまざまな取り組みを表現しています。

ただ、交通安全の長期計画という性質上、より具体的な表現には限りがありますので、詳しい内容については個別の事業計画で表現することになります。

ご意見の内容につきましては、計画に明記しております「人優先の安全・安心な歩行空間の整備」、「効果的な交通規制の推進」に含まれているものと考えており、事業実施時には参考にさせていただきます。

◎問い合わせ

本庁 市民活動推進課

交通安全・防犯係

(アイ・スクエアビル4階)

☎40・7012

防犯講座の参加者募集

佐賀市では、「自分でできる防犯対策」や「犯罪をしない、させない環境を作る防犯活動」について、実例を交えながら、すぐに役立つ「秘策」をお伝えします。

■日時および会場

佐賀市役所大和支所3階 第4会議室

1月26日(金)

20時～

佐賀市立図書館 多目的ホール

1月31日(水)

14時～

2月3日(土)

10時30分～

※時間はいずれも1時間30分程度です。

■対象 どなたでも参加できます。

■参加費 無料

■申込方法

電話、FAXおよびEメールでお申し込みください。

「お名前・電話番号・校区名・参加日」をお知らせください。

ご近所・お隣

声かけあって

しっかり防犯!



◎申し込み・問い合わせ

本庁 市民活動推進課 交通安全・防犯係

(アイ・スクエアビル4階)

☎40・7012 FAX40・2050

Eメール:katsudo@city.saga.lg.jp

各会場先着50名様
に限り、「防犯グッズ」を
お渡しします。

市営住宅入居者（あき家）募集

■受付期間 2月6日(火)～2月13日(火)（10日(土)、12日(月)は休み）9時～17時（11日(日)は16時まで）

■受付場所 佐賀市役所本庁1階第1会議室および各支所（11日(日)は、本庁でのみ受け付けます）

＊募集案内等は1月15日(月)から住宅福祉課（佐賀市役所本庁6階西）および各支所の保健福祉課で配布します。（土曜、祝日を除く）

■申し込みに必要なもの

平成18年度所得証明書（入居希望者全員分）、住民票謄本（本籍・続柄の記載必要）、印鑑（認印可）ほか

＊申し込みの状況によって必要とする書類が多少違ってきますので、募集案内等を受け取られる時にお尋ねの上ご準備ください。

■入居資格

(1)市内に住所または勤務先があり（諸富町・富士町・三瀬

村に所在する団地はこの限りではありません。）現に住宅に困窮している方であること。
(2)現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の予約者を含む）があること。

＊単身で入居できる方は、昭和31年4月1日以前に生まれ、かつ、三瀬村に所在する団地はこの限りではありません。）

＊単身で入居できる住戸は、面積などの制限があります。

(3)公営住宅法で定める政令月収が、20万円以下（高齢者、心身障がい者、小学校就学前のこどもがいる等の世帯では26万8千円以下）であること。
(4)市町村税の滞納がないこと。

■募集方法

○優先入居

・住宅困窮世帯向け住宅（別表中「住宅困窮」）
危険家屋等により住むことができない家屋に住んでいる世帯。

・子育てファミリー世帯向け住宅（別表中「子育て」）

小学6年生以下の児童を2人以上扶養している世帯。
○一般入居（別表中「一般」）
優先入居以外

■入居予定者選考および決定方法

○優先入居

住宅困窮度合いを点数化し、設定した評価基準に基づき評価を行い、上位の方から入居予定者となります。

○一般入居

公開抽選により入居予定者を決定します。

■入居時期

指定した期間内に手続きを済ませ、早急に入居していただきます。

◎問い合わせ

本庁 住宅福祉課
住宅管理係
☎40・7291
または各支所 保健福祉課

■（別表）募集あき家一覧

番号	団地名（所在地）	住戸番号	階数	間取り（畳）	単身入居	家賃(円)	種別
1	光法（北川副町光法）	◆B-14	1	2K（6・6）	可	3,300～7,200	一般
2	兵庫（兵庫町測）	◆A-15	1	3K（6・4.5・3）	不可	4,900～9,800	子育て
3	植木：簡平（鍋島町蛸久）	◆B-3	1	2K（6・6）	可	4,300～8,400	一般
4		◆B-15	1	2K（6・6）	可	4,300～8,400	住宅困窮
5	植木：中耐（鍋島町蛸久）	723	2	3DK（6・6・4.5）	不可	16,400～36,100	一般
6		213	2	2DK（6・4.5）	可	8,900～15,100	一般
7	常盤（神園四丁目）	231	1	2DK（6・4.5）	可	8,900～15,100	一般
8		612	1	3DK（6・4.5・3）	不可	11,800～20,200	子育て
9	南佐賀（南佐賀三丁目）	225	3	3DK（6・4.5・4.5）	不可	12,200～20,500	一般
10		315	3	3LK（6・4.5・4.5）	不可	18,500～40,700	子育て
11		616	3	3DK（6・6・4.5）	不可	19,800～43,400	一般
12	西佐賀（鍋島町八戸溝）	937	4	3DK（6・6・4.5）	不可	20,400～44,600	一般
13		1031	1	3DK（6・6・4.5）	不可	20,400～44,600	子育て
14		1034	2	3DK（6・6・4.5）	不可	20,400～44,600	一般
15	正里（本庄町本庄）	332	1	3DK（6・6・4.5）	不可	20,300～39,800	一般
16	◇石塚（諸富町為重）	◆152	4	3DK（6・4.5・4.5）	不可	15,400～33,900	一般
17	◇古湯本村（富士町古湯）	322	2	3LDK（6・6・6）	不可	22,500～49,300	一般
18	◇弥栄第2（三瀬村三瀬）	3B	3	1K（6(洋)）	可	21,000	一般

＊◇印の団地（石塚・古湯本村・弥栄第2）は佐賀市に住所または勤務先がなくても申し込むことができます。
＊家賃は入居者の所得状況に応じ毎年度見直しを行います。
＊入居時に家賃の3月分の敷金が必要です。
＊◆印の住戸には浴槽・風呂釜はついていません。

※県営住宅の入居予備者募集も2月に行われます。詳しくは市報P29をご覧ください。

表します

市では、市民の皆さんにわかりやすく市の経営状況を説明するとともに、市の効率的な財政運営に役立てるために、平成17年度決算分について、企業会計的な手法による貸借対照表（バランスシート）や損益計算書（行政コスト計算書）を作成しました。また、今回は水道・自動車運送事業などの公営企業会計や土地開発公社等を含めた連結バランスシートも作成しました。

◎問い合わせ／本庁 財政課 ☎40・7040

【バランスシート】

（平成18年3月31日現在）

（単位：億円）

資産の部	1.有形固定資産	2,423
	（住民1人あたり）	119万円
	2.投資等	128
	（1）投資及び出資金	50
	（2）貸付金	6
	（3）基金	72
	（住民1人あたり）	6万円
	3.流動資産	149
	（1）現金・預金	123
	（2）未収金	26
	（住民1人あたり）	8万円
負債の部	資産合計	2,700
	1.固定負債	939
	（1）地方債	822
	（2）退職給与引当金	117
	（住民1人あたり）	46万円
	2.流動負債	76
正味資産の部	翌年度償還予定額	76
	（住民1人あたり）	4万円
	負債合計	1,015
	1.国庫支出金	355
正味資産の部	2.県支出金	123
	3.一般財源等	1,207
	（住民1人あたり）	83万円
	正味資産合計	1,685
負債・正味資産合計		2,700
（住民1人あたり）		133万円

小・中学校、市営住宅、環境センターなどの公共施設のほか、道路用地、公園などの資産を有形固定資産として計上しています。

佐賀東部水道企業団や佐賀シティビジョン（株）、土地開発公社等への出資金などを計上しています。

市の貸付制度における貸付残高を計上しています。

公共用施設建設基金など特定の目的のために将来必要となる預金等を基金として計上しています。

年度間の予算調整のために積み立てている財政調整基金の残高など流動性の高い基金等を計上しています。

平成17年度末までに収入できなかった市税などを計上しています。

学校や清掃工場建設などで多額の支出が必要な場合、世代間の負担を公平化させるため国などから借り入れる地方債（家庭でいう住宅ローンなど）の平成19年度以降の返済に必要な額を計上しています。

平成18年3月31日現在で在職している市職員が同日に全員退職したと仮定した場合の退職手当の合計額を計上しています。

学校建設などで多額の支出が必要な場合に国などから借り入れた地方債（家庭でいう住宅ローンなど）の平成18年度の返済に必要な額を計上しています。

この金額が、将来の世代が負担しなければならない額です。

この金額が、今までの世代が資産を形成するために負担してきた額です。
正味資産は、国・県からの補助金などと市税などの財源に分類しています。

土地開発公社等に対して債務保証や損失補償をしている金額です。

※債務負担行為に関する情報 ①物件の購入等に係るもの 14億円
②債務保証又は損失補償に係るもの 104億円
③利子補給等に係るもの 15億円

※吹き出し中のコメントは、各用語をできるだけ平易に説明するため、一部会計的に厳密な表現とはいえない箇所があります。

※住民1人あたりの金額は平成18年3月31日時点の人口を用いて算出しています。

※四捨五入等により、合計等が一致しない場合があります。

佐賀市版 バランスシート 行政コスト計算書 連結バランスシート を公

【今回作成したものは、民間で使われている貸借対照表とは資産・負債それぞれの記述の並べ方が異なります】

【行政コスト計算書】

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

【行政コスト】

(単位:億円)

	金額	構成比
人にかかるコスト		
人件費	119	18.9%
退職給与引当金繰入等	41	6.5%
小 計	160	25.5%
物にかかるコスト		
物件費	69	11.0%
維持補修費	15	2.4%
減価償却費	99	15.8%
小 計	183	29.1%
移転支出的なコスト		
扶助費	106	16.9%
補助費等	68	10.8%
繰出金	71	11.3%
普通建設事業費	18	2.9%
小 計	263	41.9%
その他のコスト		
災害復旧事業費	0	0.0%
失業対策事業費	0	0.0%
公債費(利子分のみ)	19	3.0%
債務負担行為繰入	0	0.0%
不納欠損額	3	0.5%
小 計	22	3.5%
行政コスト合計 a	628	100.0%

『行政コスト計算書』とは、民間企業で言えば損益計算書に該当するものであり、地方公共団体が資産の形成につながらない行政サービスのために要したコスト(費用)を表します。コストはその性質により、

1. 「人にかかるコスト」

人件費、退職給与引当金繰入等

2. 「物にかかるコスト」

物件費、維持補修費、減価償却費

3. 「移転支出的なコスト」

扶助費、補助費等、繰出金、普通建設事業費(他団体への補助金など)

4. 「その他のコスト」

公債利子、不納欠損額などに分けられます。

(詳細は表右側の説明を参照)

『人件費』とは、職員の給料や議員の報酬などから平成17年度の退職手当支払額を除いた額です。

『退職給与引当金繰入等』は、新たに退職給与引当金として繰り入れた額をいいます。

『物件費』とは、消耗品費、光熱水費などの経費です。

『維持補修費』とは、市が管理する公共用施設等の維持管理に要する費用です。

『扶助費』とは、生活保護や保育所の運営、医療費の援助や各種手当の支給などに要する経費です。

『補助費等』とは、各種団体や公営企業等に対する補助金などです。

『繰出金』とは、国民健康保険特別会計などの特別会計に対する繰出金です。

『普通建設事業費』とは、他団体(国、県、民間など)に補助金、負担金などを支出して資産が形成される場合にその額を計上します。

『公債利子』とは、市の借金にかかる利子支払額です。

『不納欠損額』とは、市税や使用料などの未収金で不納欠損処理を行った額です。

『収入項目』には、1年間の活動によって得た収入を表しています。

1. 「使用料・手数料等」

市役所の施設の使用料や、住民票交付手数料などです。

2. 「国庫(県)支出金」

国や県からの補助金等のうち、資産形成の財源となった「国庫支出金」「県支出金」以外のものです。

3. 「一般財源」

使い道が特定されていない地方税などです。

4. 「正味資産国庫(県)支出金償却額」

資産の減価償却に伴い償却するバランスシートの正味資産に計上した国庫(県)支出金の償却額です。

5. 「期首一般財源等」

前年度のバランスシートに正味資産として計上した「一般財源等」の額です。

6. 「期末一般財源等」

当年度のバランスシートに正味資産として計上した「一般財源等」の額です。

【収入項目】

1 使用料・手数料等 b	61
b / a	9.7%
2 国庫(県)支出金 c	93
c / a	14.8%
3 一般財源 d	423
d / a	67.4%
収入(b + c + d) e	577
4 正味資産国庫(県)支出金償却額 f	20
5 期首一般財源等	1,237
差引(e + f - a)一般財源等増減額	△ 31
調 整 額	1
6 期末一般財源等	1,207

※百万円単位での表示をするため四捨五入等により、合計等が一致しない場合があります。

(単位：百万円)

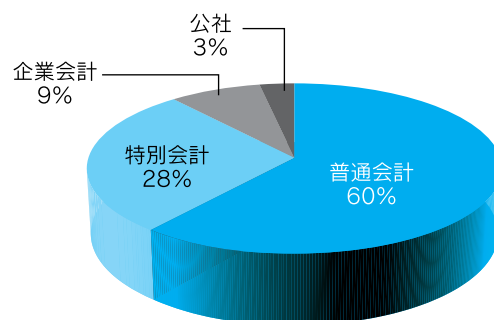
特別会計							(小計) B	土地開発 公社 C	(合計) A + B + C	連結消去	(調整後)
公共 下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	簡易水道	国民健康 保険	国民健康保険 診療所	老人保険 医療					
60,946	3,263	5,125	853		194		95,162	3	337,477		337,477
											166 万円
			2	853			1,991	5	14,757	831	13,926
							100		5,115	5	5,110
							10		539	10	528
			2	853			855		8,073	816	7,257
							1,025	5	1,030		1,030
											7 万円
1,323	33	191	2	1,914	1	△ 118	7,130	6,053	28,069	600	27,469
340	3	18	2	245	1	△ 119	3,116	270	15,671		15,671
982	30	173	0	1,670	0	0	3,285		5,886		5,886
							729	5,783	6,512	600	5,912
											13 万円
							215		215		215
62,269	3,296	5,316	857	2,767	195	△ 118	104,498	6,061	380,519	1,431	379,088
41,357	1,629	2,594	395		136		59,015	5,558	158,479	826	157,653
41,357	1,629	2,594	395		136		58,107		140,295		140,295
								5,558	5,558	816	4,743
							734		12,452		12,452
							174		174	10	164
											77 万円
1,569	49	97	11		19	119	4,329	1	11,935	600	11,335
1,569	49	97	11		19		2,555		10,160		10,160
						119	119		119		119
							600		600	600	
							1,055	1	1,056		1,056
											6 万円
42,926	1,678	2,691	406		155	119	63,344	5,559	170,414	1,426	168,987
19,342	1,618	2,625	451	2,767	40	△ 237	41,154	502	210,105	5	210,100
											103 万円
62,269	3,296	5,316	857	2,767	195	△ 118	104,498	6,061	380,519	1,431	379,088
											186 万円

【負債の部】

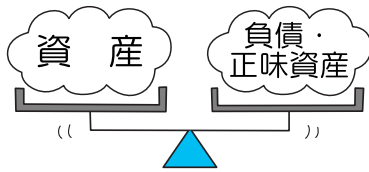
地方債が普通会計では約 822 億円に対し、市全体では約 1,403 億円と約 581 億円(1.7 倍)多くなっています。これは、公共下水道などの整備が地方債の借入により行われたことを示します。このような企業会計及び特別会計の地方債の償還は、その多くが料金収入でまかなわれることになっています。つまり、必ずしも皆様の返済すべき負債が増加したことを意味するものではなく、上・下水道などを利用された方が、使用量に比例して負担していただくものとなります。

老人保険医療における資産合計がマイナスになっているのは、事業費のほとんどが国、県の負担金などの歳入で賄われており、その精算が 2 カ年にまたがるため、翌年にはこのマイナス分が精算されます。

【負債合計】



【連結バランシート】（平成 18 年 3 月 31 日現在）



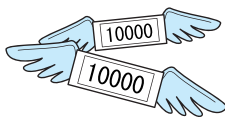
企業会計の繰延資産に相当するものですが、ここでは、退職給与金などが計上されています。



地方債以外の金融機関や基金などからの長期借入金を計上しています。

修繕引当金や退職引当金などを計上しています。

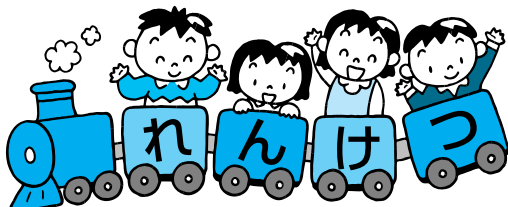
国庫支出金などが不測の理由により、年度内に収入できなかったために、歳入不足となり、翌年度の歳入を繰り入れて処理するもので、その金額を計上しています。



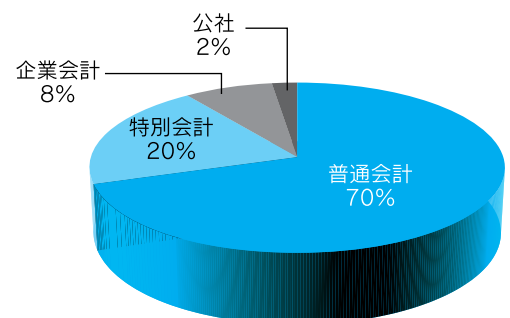
	普通会計 A	公営企業会計			
		自動車 運送事業	水道事業	工業用水道 事業	富士大和温泉 病院事業
[資産の部]					
1. 有形固定資産	242,312	555	20,636	89	3,500
住民一人あたり					
2. 投資等	12,762	2	1,133		0
(1)投資及び出資金	5,015		100		
(2)貸付金	528		10		
(3)基金	7,218				
(4)その他		2	1,023		0
住民一人あたり					
3. 流動資産	14,886	205	3,224	34	322
(1)現金・預金	12,285	116	2,334	34	142
(2)未収金	2,600	76	181		173
(3)その他		13	709		7
住民一人あたり					
4. 繰延勘定		207			8
資 産 合 計	269,959	970	24,994	122	3,830
[負債の部]					
1. 固定負債	93,906	10	9,735	18	3,141
(1)地方債	82,187		8,838	18	3,141
(2)長期借入金					
(3)引当金	11,718		734		
(4)その他		10	164		
住民一人あたり					
2. 流動負債	7,605	950	1,242	4	268
(1)地方債翌年度償還予定額	7,605		604	4	201
(2)翌年度繰上充用金					
(3)他会計借入金翌年度償還予定額		600			
(4)その他		350	638		66
住民一人あたり					
負 債 合 計	101,510	961	10,978	22	3,408
[正味資産の部]					
正味資産合計	168,449	9	14,016	101	422
住民一人あたり					
負債・正味資産合計	269,959	970	24,994	122	3,830
住民一人あたり					

【資産の部】

公営企業会計、特別会計等を含めた市全体の資産合計は、約 3,791 億円となっており、普通会計の資産合計と比較して約 1,091 億円(1.4 倍)増加しています。主に有形固定資産が約 952 億円(1.4 倍)増加したためで、これは、公共下水道事業会計が約 609 億円、水道事業会計が約 206 億円が計上されたことなどによるものです。



【資産合計】



佐賀市歴史民俗館

佐賀ものづくり

MUSEUM

衣 食 住

地元で「ものづくり」をしている手しごと作家職人たちの作品を集めた企画展を開催します。
手しごと作家職人たちの想いに触れ、私たちの暮らしを支えている『衣・食・住そして遊』をテーマに、「佐賀らしい豊かな暮らしのかたち」を発信します。

- 期間 1月26日(金)～28日(日)
- 時間 10時～17時
- 場所 佐賀市歴史民俗館

(旧古賀家・旧牛島家・旧三省銀行)



■出展者（順不同）

いらい家具工房、皿屋、諸江和美、ホンマナオコ、ムツロマサコ、佐賀の綿を楽しむ会、飛鳥工房、ダカフェ、万八／わらく、田中酒造／グッドリカー、GALLERY & CAFE LABO、PINE BOOKS、大串亮平／立石覚、tiki tiki／装衣工楓、LABO DESIGN、甲斐隆史、CHICARA MOTORCYCLES

レクチャー・ワークショップ

1月26日(金)～28日(日)随時開催

衣

「糸づくり無料体験」

佐賀の綿を楽しむ会

無農薬で育てた佐賀の綿による糸づくり

- 場所 旧古賀家
- 参加費 無料

食

「温泉豆腐づくり実践・試食」

黒豚料理専門店「万八／わらく」

協力「豆藤豆腐」

温泉の水を使った湯豆腐づくり

- 場所 旧牛島家
- 参加費 無料

住

「木のおもちゃづくり体験」

飛鳥工房

木の暖かさや温もりを感じる木のおもちゃづくり

- 場所 旧古賀家
- 参加費 500円

遊

「世界に通用するものづくり」講座

- 日時 1月27日(土) 13時30分
- 場所 旧三省銀行

- 講師 CHICARA MOTORCYCLES

今年アメリカで開催されたハーレーカスタムコンテストで世界一となったバイクの展示と永田力氏によるレクチャー。



衣

「物の本質とそれを見る目について」講座

- 日時 1月28日(日) 13時30分
- 場所 旧三省銀行

- 講師 S.R.J. 有限会社サンライズジャパン

代表取締役 甲斐 隆史氏

世の中に存在するたくさんのモノ。例外なく、モノの誕生のきっかけは人の思い。シンプルでモダンな味のある革製品を制作する甲斐隆史氏によるレクチャー。



◎問い合わせ

佐賀ものづくりミュージアム実行委員会事務局

(本庁 商工振興課内)

☎40・7100

《開催期間中の問い合わせ》

☎26・5183

イベントの内容はホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.saga.lg.jp/>

お越しの際は、市営バスをご利用ください。

●佐賀駅バスセンターより

片田江方面「呉服元町停留所」で下車(右図参照)



ホロヴィッツが 愛用した ピアノコンサート

ロシアの名ピアニストヴラ
ディーミル・ホロヴィッツが
愛用していたピアノの音色を
お楽しみください。

■日時 1月31日(水)・2月1
日(木)・2日(金)18時～

■場所 佐賀市歴史民俗館
(旧古賀銀行)

■入場料 1,000円
(ワンドリンク付)

※期間中、市民によるピアノ
演奏会【2月3日(土)・4日(日)
入場無料】もあります。

※ピアノ展示期間

1月31日(水) 10時～

2月4日(日) 16時まで

◎問い合わせ

佐賀市歴史民俗館

(旧古賀銀行) 浪漫座

☎24・4883



第4回太田城下 ひなまつり開催

太田地区(諸富町)で、一足
早くひなまつりを開催します。

■日時 2月4日(日)

9時30分～17時

■場所 太田自治会館

(諸富支所より北へ500m)

■催し

テーマ「結び」

・ひな人形の展示

・手作りの作品、書画、陶芸

・おりがみ、押し花、太田の

歴史紹介など

・琴の演奏 近藤イツ子先生

■心づくしのおもてなし

抹茶、ちらし寿司など

◎問い合わせ

太田城下ひなまつり愛好会

☎090・7443・1585

(土師)

新春ミニコンサート

音楽に親しんでいる佐賀大
学の学生・地域で活躍されてい
る方々とのミニコンサートで
す。

■日時 1月26日(金)

10時30分～12時

■場所 佐賀市歴史民俗館

(旧古賀銀行)

■入場料 無料

◎問い合わせ

ゆつつらくと街角大学委員会

☎40・8570

恵比須ギャラリー イベントのご案内

『県高等学校書道教師書作
展・併設県高等学校臨書展生
徒優秀作品展』開催

■日時 1月23日(火)・28日(日)

10時～18時

(最終日は16時まで)

■内容

県内高校の書道教師25名の
作品約40点と県内高校生の臨
書展で特選に選ばれた作品60
点を展示します。

■入場料 無料

※右ページ下地図参照

◎問い合わせ

佐賀市銀天通り商店街振興組合

☎29・7181



佐賀市歴史民俗館嘱託職員を募集

■募集要件

平成19年4月1日現在65歳
未満。

歴史民俗館管理運営業務に
理解と熱意のある方。

※以前嘱託職員として佐賀市
で雇用された方で退職後、

平成19年4月1日の時点で

1年を経過しない方は受験
できません。

※学芸員資格は必須要件では
ありませんが、資格保持者

は選考の際、加点対象とし
ます。

■募集人員 2名

■募集期間

1月15日(月)～2月2日(金)

(当日消印有効)

■職務内容

①佐賀市歴史民俗館の管理運営

②来館者への案内業務

③佐賀市歴史民俗館に展示す

る資料の収集

④展示・イベントの企画

⑤その他、市が必要と認めたもの

■雇用期間

平成19年4月1日から平成
20年3月31日まで

ただし、勤務成績が良好な
場合、雇用期間を更新する場

合もあります。

■勤務日

週4日間(週30時間勤務)

※土・日・祝日勤務あり

※休館日は月曜日(月曜日が
祝日の場合は火曜日、祝日の

翌日(その日が土・日曜日の
場合を除く)、年末年始(12/
29/1/3まで)

■報酬

月額・145,980円
(平成18年度実績のため、平
成19年度は変更する場合があ
ります。)

通勤手当などの手当の支給
はありません。

■応募方法

左記①②③を同封して観光・
文化課へ郵送してください。

※封筒に「公募書類在中」と
朱書きしてください。

①市販の履歴書(写真添付)

②面接試験日時通知のための
はがき(返信先を記入)

③作文・テーマ「歴史民俗館
でやってみたい企画」

様式は自由ですが、字数につ
いては800字程度とします。

■選考方法

・一次選考 書類選考

・二次選考 書類審査合格者
に対する面接試験

■面接試験日

平成19年2月下旬を予定
(後日返信用はがきにてお知
らせします。)

◎申し込み・問い合わせ

〒840・8501

佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所 観光・文化課

☎40・7112

平成18年度登録分 佐賀市日日雇用職員(アルバイト)募集

佐賀市役所（支所および関係施設含む）で雇用する日日雇用職員（3月、4月、5月、6月に雇用する職員）を以下のとおり募集します。

なお、今年度は1年に4回採用試験を行う予定です。（2月、5月、8月、11月を予定）

1 受験資格

昭和16年3月2日以降の生まれの方を対象に、居住地を限定せず広く募集します。ただし、佐賀市役所（支所および関係施設含む）で11カ月雇用された後、平成19年3月1日時点で「事務」職種は6カ月、「保育士」・「保健師」職種は3カ月を経過しない方は受験できません。

2 募集職種など

職 種	業務内容	必要な資格等	賃金日額	その他注意事項
①事 務	一般的な事務作業	—	6,350円	①賃金日額は平成18年度の単価です。 ②賃金日額以外に手当の支給はありません。
②保育士	保育所での保育業務	保育士資格	7,150円	
③保健師	健康診査、保健相談などの業務	保健師免許	7,760円	

3 試験内容など

職 種	採用試験		その他注意事項
①事 務	簡単なパソコン試験(5分程度) 試験日程:2月22日(木)予定	個人面接試験(10分程度) 試験日程:2月22日(木)予定	パソコン試験は、文字入力や計算機能の操作などを確認する簡単な実技試験です。 (使用ソフト:Microsoft Excel)
②保育士	※パソコン試験は実施しません。		
③保健師			

4 雇用までの流れ

- ①「事務」の受験申込者全員に簡単なパソコン試験を実施します。
※保育士および保健師の申込者は、面接試験のみとなります。
- ②パソコン試験および面接試験の総合得点の上位者から順に「日日雇用職員登録名簿」に登録します。
(試験結果は、受験者全員に文書で通知。また、ホームページに「日日雇用職員登録名簿」登録順位を掲載)
- ③日日雇用職員が必要となった場合に、名簿上位者から順次雇用します。(名簿登載者全員が雇用される訳ではありません)

5 名簿登載期間(予定)

平成19年3月1日～平成19年5月31日(3カ月間)

※3月からは、この名簿登載者から雇用する予定ですが、採用試験結果発送日(2月下旬頃)から雇用するときもあります。

6 申し込み方法

はがきに以下の内容を記入し、市販の履歴書(写真添付)と一緒に人事課までお申し込みください。
(はがき表面) 試験日時などを通知しますので、返信先の「郵便番号」、「住所」、「氏名」を書いてください。
※履歴書に記載する電話番号については、必ず昼間連絡がとれる番号(携帯電話等)をご記入ください。
また、履歴書には必ず希望職種を記入してください。【複数希望不可】

7 受付期間

1月17日(水)～2月13日(火)【※当日消印有効】(※直接持参される場合は、土・日・祝日を除きます)

8 雇用条件など

- ①雇用期間:原則として1期間を5カ月以内とし、3期間(最長11カ月)まで雇用可能ですが、雇用した方全員が11カ月勤務できるわけではありません。
- ②勤務形態:原則として週5日間・1日8時間勤務(基本は月～金曜日の8:30～17:15ですが、土・日勤務の部署もあります。)
- ③勤務場所:佐賀市の関係施設(市役所本庁、諸富支所、大和支所、富士支所、三瀬支所、ほほえみ館、アイ・スクエアビル、小中学校、公民館など)

不動産公売を実施します

佐賀市では、差押えした不動産について左記の要件で入札による不動産の公売を実施します。（公売とは、差押えした財産を入札やせり売りで売却し、その代金を税に充てることをいいます。）公売には原則としてどなたでも参加できます。

■公売及び入札の期日

2月15日(木)
13時30分～14時

■公売及び入札の場所

本庁7階 入札室

■開札の日時

2月15日(木)
14時01分

■公売物件

◆土地付き建物（一括で売却）

【所在地】

佐賀市多布施二丁目4番15号

【土地】

・地目：宅地

・面積：194.98㎡

（約59坪）

【建物】

・種類：住宅

・構造：木造セメント瓦葺

2階建

・床面積：1階 69.56㎡

（2階）26.49㎡

◎問い合わせ

本庁 納税課 公売担当

☎40・7076

■公売物件・公売方法の確認について

公売に参加される場合は、あらかじめ本庁庁舎西側の掲示板に掲示している「公売公告」「見積価額公告」をご覧ください。公売物件の状況をご確認ください。また、公売に関する情報は佐賀市のホームページでもご覧になれます。

・見積価額：930万円
・公売保証金：100万円

■入札時に必要な物

(1)公売保証金(2)印鑑(法人の場合には代表者の印鑑)(3)委任状(代理人が入札する場合)(4)法人が入札に参加する場合は代表権限を証する書類(法人登記簿等)

国民年金(障害基礎年金等)について

【障害基礎年金について】

■受給に必要な条件

国民年金に加入中または20歳前および60歳から64歳までの間に、病気やけがで障がい者となったときに、初めて医者にかかった日（初診日）の前日において、次のいずれかを満たしていることが必要な条件です。

①初診日の属する月の前々月において保険料納付済期間（免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること。

②初診日の属する月の前々月においての1年間は保険料未納期間がないこと。

■障がいの認定

障害基礎年金は、障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月を経過しないでも症状が固定した日）において、障がいの程度が政令で定められた障害等級（1級・2級）によって障がいの状態に該当したと認定されたとき支給されます。※障がいの程度が障害認定日に障害等級に該当する状態になくても、64歳までは重症化して障害等級に該当する場合も支給されます。

■障害基礎年金額

（平成18年度分）

1級障害：990,100円
2級障害：792,100円
※障害者手帳の等級とは異なる場合もあります。

◎請求先・問い合わせ

①国民年金の第1号被保険者期間に初診がある人や20歳前に初診がある方
本庁 保険年金課
国民年金室
（1階3～4番窓口）
☎40・7275

または各支所保健福祉課
②厚生年金や第3号被保険者（厚生年金や共済年金加入者に扶養されている配偶者）期間中に初診のある方
佐賀社会保険事務所
☎31・4191

【特別障害給付金制度について】

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給されていない障がい者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月から福祉的措置として「特別障害給付金制

度」が創設されました。

■支給の対象となる方

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった「学生」の方

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった「厚生年金・共済組合等加入者の配偶者」であって、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がいの状態に該当された方に限られます。

■支給月額（平成18年度）

1級相当 49,850円
2級相当 39,880円

■支給の制限

本人の所得によって全額または半額を支給制限される場合があります。老齢年金等を受給されている場合は支給制限があります。また、経過福祉手当を受給されている方は、当該手当の支給は停止されます。

◎請求先・問い合わせ

本庁 保険年金課
国民年金室
（1階3～4番窓口）
☎40・7275

または各支所保健福祉課

ごみ収集車(新車)に広告を掲載しませんか?

毎日、街中の隅々を走り回
るごみ収集車。そのごみ収集
車に広告を掲載してみませ
んか。



■掲載料

(1台) 60,000円/年

※特殊フィルムによる広告作
成経費、車両への取付け・撤
去作業は広告主負担です。な
お、広告掲載には一定の要件
や基準があります。事前にお
問い合わせください。

■申し込み方法

2月14日(水)までに、申込書
に広告の原稿を添えて、環境
センターに提出してください。
(郵送、ファクス、Eメール
可)

※申込書は環境センターで配
布するほか、市のホームページ
からも入手できます。
市ホームページ↓募集情報
↓「ごみ収集車広告募集」

◎申し込み・問い合わせ

〒849-0917

佐賀市高木瀬町長瀬2369

佐賀市環境センター

☎30・2430

FAX 30・2494

Eメール

kankyocenter@city.saga.lg.jp

■募集枠

4台(すべて新車)

申し込み多数の場合は抽選
を行います。

■掲載箇所

ごみ収集車の両側面

(縦50cm×横150cm…2か所)

2月 エコプラザ からのお知らせ

17日(土)、18日(日)は、設備点検のため臨時休
館日です。第3日曜日のエコマーケットは中止し、
再生品抽選会は25日(日)に延期します。



リサちゃん

【2月の講座】受付は、2月1日(木)10:00からです。お電話ください。

講座名	日 時	備 考	実 費
「ふとん綿」を紡いで タペストリーを織ってみよう	9日(金) 10:00~15:00	5名	800円
いすづくり	10日(土) 13:00~15:00	5名	500円
糸のこでオリジナルキーホルダーづくり	15日(木) 10:00~12:00	5名	200円
洋服から帽子を作ろう	16日(金) 10:00~15:00	5名	500円
「織り機」でTEE・マットを作ろう	20日(火) 10:00~12:00	5名	500円
布ぞうりを作ろう	22日(木) 10:00~15:00	7名	200円
かさ布でバックを作ろう	24日(土) 13:00~15:00	5名	100円
自転車修理塾(パンク・相談)	25日(日) 10:00~12:00	5名	200円
ネクタイでポーチを作ろう	26日(月) 10:00~15:00	5名	300円
洋服から足袋	27日(火) 13:00~15:00	5名	200円

2月の目玉講座 いすづくり!

10日(土)

13:00~15:00

【実費】500円

予約制



工房開放

お貸しできる
道具があります

3日(土)、13日(火)

予約制

10:00~12:00、13:00~15:00 【実費】100円

衣服リフォーム相談日

アドバイス
ができます

2日(金)、5日(月)、12日(月)、
19日(月)、23日(金)

予約制

0:00~12:00、13:00~15:00 【実費】100円

【毎月恒例イベント】受付は随時行っています。お問い合わせください。

イベント名	日 時	備 考	実 費
おもちゃ病院	4日(日) 13:00~15:00	要予約	100円
エコマーケット(屋内開催)	4日(日) 10:00~14:00	出店は 予約制	
クイズDEゲット (環境クイズに答えて自転車1台 を手に入れよう)	4日(日) 12:00~	ほしい人 集まれ!	
再生品抽選会 応募は2/1(木)~2/25(日)15:00まで受付	25日(日)	抽選会 16:00~	

講座・イベントはホームページをチェックしてね!

ゆずります

- ・電子レンジ
- ・BSチューナー

もとめます

- ・冷蔵庫(ワンボックス)
- ・PA機材
- ・自転車(26インチ)
- ・ガスコンロ(プロパン)

最新情報は、エコプラザまたはホームページ
で確認してください。

【連絡先】佐賀市エコプラザ(佐賀市清掃工場内)

☎33-0520

【開館時間】10:00~17:00(休館日)水曜日

【ホームページ】<http://www.saga-ecoplaza.jp/>

犬のしつけセミナー開催

NHKの「難問解決」ご近所の底力」に出演するなど、日本全国で「犬のしつけ」に関する講演を行い、数多くの問題犬を直してきたカリスマ訓練士、藤井 聡先生に正しい「犬のしつけ」についてのお話と実技を披露していただきます。

今までのしつけは間違っていた？あなたの疑問にお答えします。

■日時 1月28日(日) 13時～(16時終了予定)

■会場 メイトプラザ佐賀 多目的ホール

(佐賀市兵庫町藤木1006-1)

■参加費 無料

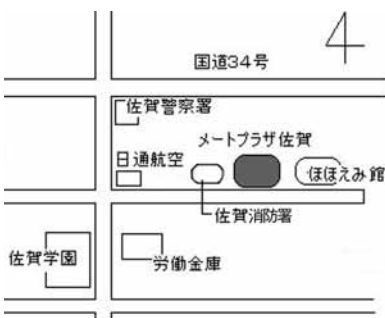
■定員 400名(申込不要)

■内容 【狂犬病予防注射の実態と予防について】

講師 (社)佐賀県獣医師会 専務理事 梅h信孝氏

【犬のしつけについて講演・実技】

講師 藤井 聡氏
※当日は犬は入場できません。



▲昨年のセミナーの様子

【藤井 聡(ふじいさとし)】

(社)ジャパンケネルクラブ(JKC)公認訓練士など訓練士の養成に従事しながら、環境省並びに各都道府県等の依頼により、家庭犬のしつけや問題行動の矯正に深く関わり、しつけ啓蒙活動の講師として日本全国で活躍中。
著書:「しつけの仕方ではほとんど賢くなる」「愛犬の困った!をカンタンに解決する裏ワザ77」他



注意 狂犬病の発症について

フィリピンからの帰国後に狂犬病を発症した患者(輸入感染症例)について、厚生労働省から発表がありました。狂犬病は日本国内では1957年以降発生しておりませんが、発病後の有効な治療法はなく、発症すればほぼ100%死亡するという恐ろしい病気で、現在も世界中で年間約55,000人が死亡しています。

狂犬病のまん延防止には予防注射が最も効果的な方法とされ、犬の飼い主には飼い犬に年1回狂犬病予防注射を受けさせなければならないことが法律で義務付けられています。違反した場合、20万円以下の罰金が課せられることがあります。

4月に公民館などで行われる集合注射が最寄りの動物病院で接種するようお願いいたします。

◎問い合わせ

本庁 環境課 環境総務係
☎40・7200

佐賀環境フォーラム、ワークシヨップ 研究成果発表会開催

佐賀環境フォーラムでは、市民と学生が一緒になって研究活動を実施してきました。その研究成果の発表会を実施します。

■日時 1月27日(土) 13時～

■場所 佐賀大学教養教育運営機構2号館 211番教室

■入場料 無料

■研究成果発表テーマ

- ①エコツーリズム
- ②環境教育
- ③佐賀大学版EMS
- ④シックススクール
- ⑤食と環境
- ⑥クリーク
- ⑦水環境
- ⑧3Rの推進

◎問い合わせ

佐賀環境フォーラム実行委員会事務局
(佐賀市役所環境課 環境教育推進係)
☎30・2430

総合窓口 虎の巻

其の八 日曜窓口サービスの巻

最近、佐賀市内で新しい住居に引っ越したんだけど、まだ転居届を市役所に出しに行っていないんだよね。仕事で忙しくてなかなか時間がとれなくて...

うけつけんのお仕事は、日曜日はお休みだったわよね？
本庁の総合窓口は日曜日も窓口サービスをを行っているのよ。

そうなんだ！それは助かるなあ。受付時間は何時からなの？

午前9時から12時まで、午後は1時から4時までよ。

運転免許証の住所変更もしないといけないんだけど、住民票もとれるかな？

大丈夫よ。住民票以外にも、左記のような手続きができるわよ。

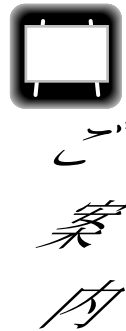
届出コーナー	証明コーナー
・住所変更の手続き ・印鑑登録 ・住民基本台帳カードの発行 等	・住民票の写し ・戸籍謄抄本 ・印鑑登録証明書 ・税証明書 等

※届出の内容によっては手続きが完了しない場合があります。
※事前にお問い合わせをお願いします。
※婚姻、死亡などの場合は、時間外受付に付きます。

よ、じゃあさっそく次の日曜日に手続きに行ってみよう。

◎問い合わせ 本庁 市民生活課
☎40・7081

掲示板



1月は償却資産の申告月間です

平成19年1月1日現在で、佐賀市内に事業用の償却資産を所有されている方は、償却資産申告書の提出をお願いします。申告用紙が届いていない方や不明な点がある方は、お問い合わせください。

■提出期限 1月31日(水)

■提出先 本庁 資産税課
(市役所本庁1階33番窓口)

または各支所市民サービス課
※郵送でも可

◎問い合わせ

本庁 資産税課
償却資産担当

☎40・7073

事業主・経営者の方へ 給与支払報告書の提出について

給与支払報告書は、給与の支払いを受けている方の1月1日現在の住所地の市町村へ

提出することになっています。

佐賀市では、11月中旬に各事業所へ「給与支払報告書(総括表)」を送付していますので、提出する給与支払報告書に添付し、1月31日(水)までに提出してください。

事業所独自の総括表を使用する場合も、必ず佐賀市から送付した総括表を添付してください。

なお、昨年中に退職された方、臨時職員の方などについても一緒に提出してください。

※平成19年度報告分から(平成18年分から)は中途退職した方についても提出が義務付けられました。(支払金額30万円以下の場合もご提出をお願いします。)

◎問い合わせ

本庁 市民税課
☎40・7062

佐賀税務署からの お知らせ

「所得税の還付申告」は1月から受け付けます

平成18年分の所得税確定申告に関する相談や申告の受付は、2月16日からですが、還付を受けるための申告は、1月から受け付けています。還付を受けるための申告書を早めに提出されますと、税

ご案内

募集

保健福祉

金の還付も早くなります。申告書は自分で書いてお早めにご提出ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成できます。A4サイズの普通紙に印刷(白黒でも可)し郵送すれば、税務署にお越しいただくことなく申告ができますので、ぜひご利用ください。

「税理士会無料申告相談会場」のご案内

佐賀税務署では、次のとおり申告(譲渡所得と贈与税を除く)会場を設けています。

■場所 佐賀県勤労者福祉会館
(佐賀市神野東2-6-10)

■期間 2月1日(木)～3月9日(金)
※土・日曜日、祝日および2月13日(火)2月19日(月)を除く。

■時間 9時30分～11時30分、13時～15時30分

◎申告についてお問い合わせ

佐賀税務署 総合窓口担当
(佐賀市駅前中央3-3-20 第二合同庁舎)

☎32・7511

同 税務相談室 佐賀分室

☎32・7510

※税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください。



募集

地域福祉計画・ 地域福祉活動計画 策定委員募集

『誰もが住みやすいまちづくり』を実現するため、平成16年から市内各地で住民座談会・アンケートを実施して、市民の皆様から貴重なご意見をいただきました。これからは、そのご意見を参考にして、佐賀市は「地域福祉計画」を、佐賀市社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」をそれぞれ作成していくこととなります。そこで、その計画を策定するにあたり、策定委員会を設置いたします。皆様も策定委員に参加して市民の立場から地域の福祉に関するさまざまなご意見を出してみませんか。

■募集条件
佐賀市民の方で、策定委員会に参加できる方。

■募集人員 2名以内

■報酬 市規定の委員報酬

■委嘱期間
平成19年2月～平成20年3月

■委員会回数
委嘱期間中6回程度を予定

■応募方法 次の事項をご記入の上、封書でご応募ください。

広告

シルバー
人材センターを
ご存知ですか?



植木の剪定



お庭の除草



ご家庭のお掃除

など、身の回りでお困りのことがあれば...

地域の元気な高齢者がお手伝いします!

☆収益を目的としていない為、一般的に割安でお引き受けできます☆

60歳以上の健康で働く意欲のある皆様!
豊富な知識と経験を生かしてみませんか?

会員募集中

(社)佐賀市シルバー人材センター

佐賀市大財三丁目11番21号

本所/TEL0952-23-0360
諸富支所/TEL0952-47-2266
大和支所/TEL0952-62-6597
三瀬支所/TEL0952-56-2119

①「応募動機」を400字程度(様式は自由)

②住所、氏名、年齢、電話番号

■応募締切 1月26日(金)

※面接により選考させていただきます。

◎問い合わせ

〒840・8501

佐賀市栄町1-1

佐賀市役所 社会福祉課

社会係

☎40・7250

県営住宅 入居予備者募集

■申込書の配布予定

2月1日(木)

■受付期間

2月6日(火)～2月13日(火)

(※2月10日・12日は休み・11日(日)は受付します。)

■受付時間 9時～18時

◎申し込み・問い合わせ

佐賀県住宅供給公社

県営住宅管理課

(県庁 南別館西庁舎3階)

☎25・2525

「さが」の安全・安心加工品づくりアイデアコンテスト出品作品募集

安全・安心な佐賀ならではの農産加工品づくりが、今後ますます発展していくために、

皆様のアイデアを教えてください。

■募集内容

県内で生産されている農産物や化学肥料を減らして栽培された農産物(有機栽培等農産物)を1品目以上使ったアイディア加工品。(農産物が無い場合は、それと同じ普通栽培の農産物のみでも可)

■応募方法 所定の申込用紙によりご応募ください。詳しくは、県のホームページをご覧ください。

■応募締切 1月26日(金)

■表彰

最優秀賞1点
：トロフィー・佐賀牛セット
優秀賞2点
：トロフィー・佐賀の逸品詰合せ

◎申し込み・問い合わせ

佐賀県庁 生産者支援課

食と農の絆づくり担当

☎25・7115

手話ミュージカルの 受講生募集

手話を音楽にのせて、リズムやノリと一緒に歌いながら自然に学ぶことができます。

初めてでも、手話を知らなくても大丈夫です。

■会場・日時 (都合により変更の場合があります)

・アイ・スクエアビル会場

2月8日、15日

3月1日、8日、22日、29日

19時15分～20時45分

・ほほえみ館会場

2月18日、25日

3月4日、11日、18日、25日

13時30分～15時

■募集人員 20名程度

(小学3年生から高齢者まで)

■受講料

9千円(大人)、6千円(子供)

※3カ月分の金額です。

■申込締切 2月5日(月)

◎申し込み・問い合わせ

手話ミュージカルダンス事務局(伊藤)

☎090・3415・6227

FAX 62・5684

第3回 食と農の公開講座 「聞いて!見て!食べて! 知って納得ツアー」 参加者募集

佐賀市にある一般企業での農業分野への取り組みについて見学します。

■日時 1月31日(水)
9時～14時

■見学先
・九州電力総合研究所生物資源研究センター

(溶液栽培に関する技術研究や青果物の鮮度保持に関する研究など最先端の技術を見学)

・ホテル龍登園

(減農薬・無農薬に取り組む野の花農園の見学、地元で取れた野菜等を使ったバイキングの昼食)

・道の駅大和そよかぜ館

(地元産の商品がいっぱい。直売所でお買い物)

■参加費 (昼食代)

大人 1,500円

小学生 750円

■募集人数 40名

■申込方法

氏名、年齢、住所、電話番号をご記入の上、はがき、FAX、電子メールでお申し込みください。(電話申し込み不可)

※応募多数の場合は抽選。抽選結果はハガキで通知。

■申込締切 1月22日(月)(必着)

◎問い合わせ

本庁 農林水産課 特産係

☎40・7116

FAX 26・6244

Eメール

nosui@city.saga.lg.jp

広告

国民年金にプラスして自分で入る国民年金基金をご存知でしょうか

選べるプランで

((ラク))

月々の掛金は将来も一定
少ない掛金でもはじめられる
自由なプラン

掛金全額を所得控除できる国民年金基金

((トク))

所得控除で税金が有利
掛金は全額所得控除の対象となり
所得税や住民税が安くなります。

ゆとりをプラス

((ナットク))

年金額が今からわかる
加入したときに将来受け取れる
年金額が確定します。

ご相談は
お気軽に!

佐賀県国民年金基金

〒840-0831 佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館西別館 Tel 0952-29-9955
☎0120-65-4192 http://www.sagakikin.or.jp/

トピック

新しく佐賀信用金庫・大川信用金庫でも基金加入申し出の取り扱いができるようになりました。(生命保険会社・信託銀行でも取扱っています)



保健福祉

**平成19年度保育所入所
受付は1月31日まで**

平成19年4月以降の保育所入所受け付けを行っています。まだ、申し込みを済まされていない方は、事前に申込書を受け取られた上で、お申し込みください。

■申込書配布・受付場所

こども課(市役所本庁1階)
または各支所保健福祉課

※定員を超える申し込みがあった場合は、公正な方法で選考します。

※平成19年度中に入所希望(育児休暇明け等)の方もこの期日までにお申し込みください。

◎問い合わせ

本庁 こども課

保育幼稚園係

☎40・7286

または各支所保健福祉課

国民健康保険加入の方へ 人間ドック・脳ドックの 受診費用を助成します

佐賀市国民健康保険では、ドックの総費用額の6割相当を助成しています。年に一度は健康診断を受けましょう。※ただし、同一年度内では、人間ドックか脳ドックのどちらか一方のみの助成となります。

【人間ドック】

■対象者

佐賀市国民健康保険加入者で30歳以上の、保険税の滞納がない方

■健診実施機関および自己負担額

▽佐賀市立富士大和温泉病院
15,600円

▽小柳記念病院
15,960円

▽佐賀県医師会成人病予防センター
16,800円

▽佐賀社会保険病院健康管理センター
14,650円

【脳ドック】

■対象者

佐賀市国民健康保険加入者

ご案内

募集

保健福祉

で40歳から69歳までの、保険税の滞納がない方

■健診実施機関

▽小野病院

▽正島脳神経外科病院

▽福田脳神経外科病院

▽佐賀市立富士大和温泉病院

▽小柳記念病院

■自己負担額

20,300円

(※基本健診費を含む)

■その他

脳ドック検査には、佐賀市個別健診の基本健康診査が含まれます。今年度集団健診及び個別健診で基本健診を受診された方は、脳ドックを受診することはできませんのでご注意ください。

【人間ドックと脳ドックの申し込みから受診までの手続き方法】

①市役所(本庁または各支所)に電話で仮予約をする。

②希望する医療機関へ電話して、受診日を予約する。

③市役所の国民健康保険コーナー窓口で申請を行い(健康保険証と印鑑持参)、受診券を受け取る。

④受診券、受診料、国民健康保険証を持って、予約日に医療機関で受診する。

※定員がありますので、お早めにお申し込みください。定

員に達した場合は、キャンセル待ちとなりますので、ご了承ください。

◎問い合わせ

本庁 保険年金課 給付係

☎40・7271

または各支所 保健福祉課

市立図書館では 目の不自由な方に対面 朗読を行っています

市立図書館では、視覚障がいの方、高齢の方などに本・新聞などを朗読者がその場でお読みするサービスを行っています。

■日時 土曜・日曜・祝日
10時~16時

■場所 市立図書館1階
対面朗読室

◎問い合わせ

市立図書館

☎40・0001

広告

私たちは!を追求するプロ集団です。

HIBINO

ヒビノ株式会社

ヒビノビジュアル Div.

〒108-0075 東京都港区港南3-5-14

TEL 03-3472-5611 FAX03-3472-5710

http://www.hibino.co.jp

ストッフ・ガ・虐待

虐待する親の苦悩

児童虐待をする親たちの多くは、次の4つの苦しさを抱えています。

①低い自己肯定感

自分のことをつまらない存在、ダメな親だと思っている。

②孤立感と疎外感

自分を受け入れてくれる所がどこにもない。人を信じる事が困難。社会不安。人の視線、世間体が怖いほど気になる。

③恥・罪悪感

過去の加害または被害体験による未解決の罪悪感や喪失感を抱いている。

④感情のコミュニケーション力の欠如

自分の気持ちを受け入れて、それを率直に言葉で表現することに慣れていない。激しい感情が起きた時、それを自分または子どもへの攻撃行動として表現してしまう。

あなたが自身が相談したい時やあなたの周りに「気にかかる親子」がいたら、迷わず児童相談所や福祉事務所（家庭児童相談室）に連絡（通告）してください。

「あなた」の実行が「子ども」とその「親」、あるいは「あなた自身」を守ります。

◎相談の窓口

佐賀県中央児童相談所

☎ 26・1212

佐賀市家庭児童相談室

☎ 40・7254

◎問い合わせ

本庁 子ども課

子育てコーディネーター係

☎ 40・7289



あなたの人権 わたしの人権

「子どもたちは今！」

新聞に、「いじめ」による自殺の記事が目につく。子どもたちが「いじめ」に遭い、若い「命」をなくしている。

「いじめ」は、学校で同級生から受けることが一番多いようだが、驚くのは担任の先生から、というのがあることだ。子どもを理解し守ってくれるのが先生だ。子どものための先生なのだ。教え子を大切にしたい。

いじめられたことは、一生忘れられないことである。私が小学校高学年の時、ちょっとしたことから、級友たちにあだなをつけられたり、ある出来事を事件として言われたりした。しかも、中学生になってからも、しつこくみんなの前で言う友人がいた。私は、こらえきれずに「なんで言う。なんでいつまでも言うんだ。」と、泣きながら叫び、相手に組みかかっていった苦い思い出がある。

十数年後の同窓会の折、友にその時のことを話したら、「そんな事があったかな。覚えてないな。」と言う。言った本人は、ほんの「ひやかし」

だったのだろうか、言われた私は悔しくて、高齢者に仲間入りした今でも覚えている。いじめられた方の気持ちは、現在の子どもたちも同じだと思う。

今のいじめは、暴言や無視、暴力や脅し、メールを使ったいじめなどと多様化している。また、複雑化している。大勢で一人の友だちの身体的な特徴などを、言葉や態度で傷つけている。ひきょうなやり方だ。

このような「いじめ」に立ち向かう勇気を出そう。負けそうになった時は、一人で悩まないで、身近な人に相談してほしい。家族、友だち、みんな信頼できる人々だ。自ら命を絶つことだけは、絶対にしないほしい。

◎問い合わせ

本庁 人権・同和政策課

人権啓発係（ほほえみ館内）

☎ 40・7367

お店に、街に彩りを。

テントで、お店の魅力を最大限にアピールします。

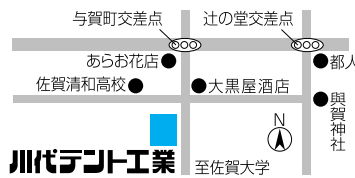
有限会社 川代テント工業

佐賀市与賀町佐大通り83

TEL0952-22-3365・FAX 0952-29-0759

●リース部／イベント企画・テント大型・中型・机・椅子・カーペット
●テント部／各種デザインテント・倉庫・看板・開閉テント・カーテン・シート

その他、各種イベントテントもあります。



広告



いくらかかっているの老人医療費？

◆みんなで支える制度

老人保健は、公費（税金）と、国民健康保険や政府管掌健康保険、健康保険組合など全ての医療保険が協力して高齢者の医療費を支える制度です。

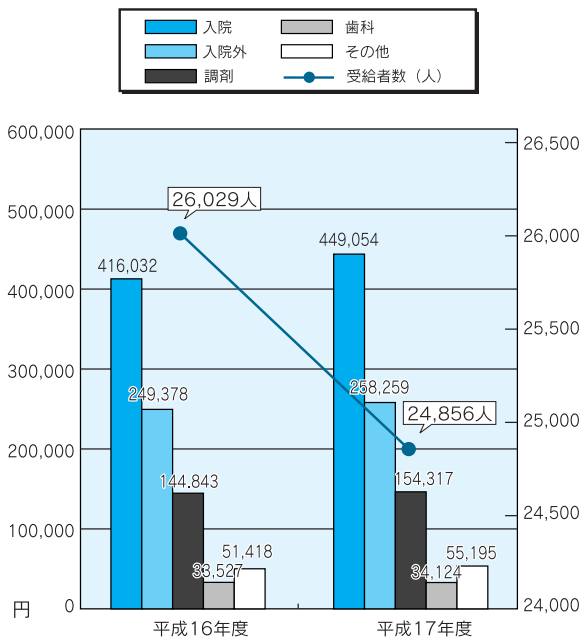
◆医療費を分析すると

表①では、平成16年度と平成17年度の佐賀市老人医療受給者1人当たり医療費（入院・入院外・歯科・調剤）の比較と、受給者数の推移を示しています。受給者数は、平成16

年度の26,029人、平成17年度には24,856人と1年間で4.5%（1,173人）減少していますが、逆に1人当たり医療費は平成16年度の約89万5千円から平成17年度は約95万1千円と約6.3%（5万6千円）も伸びています。特に、入院費は全国平均を大きく上回り、一人当たりの老人医療費が高くなる要因となっています。

表②は1人当たり医療費を県内10市で比較したものです。佐賀市は10市の中では4番目に高く、県内23市町の中では

表① 1人当たり医療費及び受給者数の推移



表② 平成17年度 佐賀県内10市の1人当たり医療費【老人】

順位	市名	一人当たり医療費(円)	県内23市町順位
1	鳥栖市	1,149,859	1
2	神埼市	998,207	4
3	嬉野市	968,403	7
4	佐賀市	950,949	10
5	小城市	941,115	13
6	武雄市	903,726	14
7	多久市	873,262	16
8	唐津市	858,686	19
9	鹿島市	840,308	20
10	伊万里市	821,445	21

10番目となっています。

なお、平成17年度の佐賀県の総医療費（実際にかかる医療費）は約1,093億円、そのうち佐賀市の総医療費は約236億円（21.6%）となっています。

また、疾患別に医療費を見た場合、佐賀市では循環器系の疾患（脳卒中、高血圧、心臓病など）が29.5%と最も多く、次いで新生物（ガンなど）が9.1%、筋骨格系及び結合組織の疾患8.6%と

続いています。

平成17年版厚生労働白書では、生活習慣病（糖尿病、心疾患、脳血管疾患など）の受療率が高い都道府県では、老人医療費が相対的に高くなることが示されています。

◆良い生活習慣が一番!!

生活習慣病は、医療費に大きな影響を与えています。その多くは不健全な生活の積み重ねによるもので、健康長寿の最大の阻害要因です。日ごろから適度な運動、バランスのとれた食生活、禁煙を実践することで予防できます。また、病気の早期発見のためにも定期検診はとても有効です。良い生活習慣と定期検診で今年も健康を維持しましょう。



◎問い合わせ

本庁 保険年金課 老人医療係
（本庁1階6・7番窓口）
☎40・7274

佐賀市健康運動センターからのお知らせ

■『ポイントカード』始めました

1回利用毎に1ポイント貯まります。50ポイント貯まると有料エリアに無料ご招待！ポイントが加算されるイベントやキャンペーンも企画中です！お楽しみに！

■2月6日(火)～2月25日(月)までプールと浴室が利用できません

清掃工場焼却炉のオーバーホールに伴い、高温水の供給が停止しますので期間中、プールと浴室の利用ができません。ただしトレーニングルーム、スタジオは通常どおり営業します。シャワーも利用できます。

期間中はプール以外の運動を楽しんでいただけるよう、運動継続支援プログラムを実施します。また、2回利用につき利用券を1枚プレゼントします。

◎申し込み・問い合わせ

佐賀市健康運動センター
☎36・9309（月曜休館日）

私の特ダネべ〜す



日新校区
嘉村 千鶴さん

子育てサロンに参加してみませんか？

毎月一回城東保育所の子育てサロンに参加しています。お茶だけ持参すれば気軽に行く事ができます。楽しい曲に合わせての遊戯や体操、親子のふれあいができることも、ちよっぴり運動不足解消にもなります。わらべうたや季節の歌を子どもと一緒に歌うことで親子ともに情緒豊かになり、製作があるときは簡単な作業をするだけで手作りおもちゃができて、お家でも楽しめます。おやつ時間もあって子どもたちはニコニコ、親同士の情報交換もでき、園長先生や保健師さんからためになる話も聞けます。他にも小さい子どもが興味を持てるようにいろいろと工夫された内容が盛りだくさんあって飽きるひまがありません。

13年前の長男の子育ての時には、自主サークルが1つか2つある程度でした。それに比べると今は、保育所をはじめ保育園、幼稚園、各公民館などで行われている自主サークルなど、子育て支援の環境が整っています。

子育て中のお母さん、お父さん、ぜひ近くの子育てサロンやサークルにでかけてみてください。
きっと親子で笑顔になれるはず！

笹沢左保記念館へ行ってきました



高木瀬校区
毛利 きぬゑさん

古湯温泉の山の手には、故笹沢左保さんが住まれ執筆に励まれていた家があります。

笹沢さんといえば、古くは「木枯らし紋次郎」。最近では、いかりや長介さん主演の「取調室」などの推理小説で知られています。

八百坪余りの敷地の中には、お茶室もある母屋と書斎に使われていた離れがあります。書斎からは笹沢さんが大好きだったという、日本の原風景・古湯の山並みが見えます。庭には、茶目っ気でつくられたような「さ」の字の遊歩道。執筆に疲れたら、この道を散歩されていたのかもかもしれません。

昭和63年夏から平成7年までの7年間ここに住まれていました。佐賀をこよなく愛し、全作品380冊のうち120冊を佐賀で執筆されています。

丁寧に書かれた直筆の原稿や写真なども展示してあります。

毎週日曜日10時〜16時まで開館。詳しくはミサワホーム佐賀（☎23・7141）まで。



今月の作品

『陶芸』 高橋 千鳥（長光園）



【コメント】陶芸を始めて4年になります。これからも、いろいろなものに挑戦していきたいです。

記事交換

記事交換を通して国際交流の輪を広げよう！
釜山広域市蓮堤区
（佐賀市の姉妹都市）

釜山広域市蓮堤区の、「蓮堤新聞（公式の地域広報紙）」と佐賀市の広報紙「市報さが」との記事交換。



「白菜・大根を社会福祉施設へ」

蓮堤区では、区の環境自然管理所内の自然学習場で有機農法で栽培した白菜と大根を1999年以来8年間、管内の独り暮らしの高齢者や社会福祉施設、または生活の困窮している方々に送り、年末に向けて暖かいサービスを実施しています。今年も収穫した白菜約500個と大根約200個を、去る11月24日、管内の2カ所の社会福祉施設へキムチの漬け込み用として送りました。



私立保育園子育てサロンの予定(1月16日～2月20日まで)



城西保育園 Kosodate Room「ももたろう」 ☎ 24・2881 ☎ 26・3953

日 時	名 称	内 容	場 所
1月17日(水) 10:30～11:30	子育てサロン「ももたろうキッズ」	おはなし「てぶくろ」であそぼう！	中央児童センター（当日受付）
26日(金) 10:00～11:00	子育てサロン「おにがしま」	“雪”とあそぼう！	城西保育園
27日(土) 9:30～12:30	体験保育	同年齢のクラスであそぼう	(1月15日9:00から電話受付)
31日(水) 10:30～11:30	子育てサロン「ももたろうキッズ」	おはなし「てぶくろ」であそぼう！	北部児童センター（当日受付）
2月8日(木) 15:00～15:30	おはなしポケット	絵本、紙芝居、手あそびなど	市立図書館 おはなしの部屋
9日(金) 10:00～11:00	赤ちゃんサロン「きびだんご」 1歳半までの赤ちゃん	コロコロあそび	城西保育園 (2月2日9:00から電話受付)
14日(水) 10:30～11:30	子育てサロン「ももたろうキッズ」	いち・に・いーの・さーん！！	中央児童センター（当日受付）
17日(土) 9:30～12:30	体験保育	同年齢のクラスであそぼう	城西保育園 (2月2日9:00から電話受付)
毎週水曜日 16:00～	ティールーム「ももたろう」	手作りおやつで井戸端会議	城西保育園
随 時	育児相談「ももたろうテレフォン」		(専用ダイヤル) ☎ 26・3953

※1月25日(木)西与賀子育てサークル、2月1日(木)・2月8日(木)ままごっとな、2月5日(月)くれよんロケットに出向きます。

巨勢保育園 子育てサロン「たんぼぼ」 ☎ 26・4247

日 時		内 容	場 所
1月16日(火)	10:00~12:00	ホバークラフトであそぼう	巨勢保育園 (参加希望の場合は、事前の 予約が必要です)
23日(火)		(赤ちゃんの部屋)「おにはそと」・園庭解放	
30日(火)		郵便やさんごっこしよう	
2月13日(火)		(赤ちゃんの部屋)「ふれて、ひっぱってー」・園庭解放	
20日(火)		「あぶくたつた」みんなであそぼう！	
育児相談は随時受け付けています。どんなことでも結構です。お気軽にお電話ください。(専用ダイヤル) ☎ 26・4251			

★(赤ちゃんの部屋)は1歳6カ月未満の赤ちゃんのサロンです。

開成保育園 子育てサロン「えだまめ」 ☎ 36・6114

日 時	名 称	内 容	場 所
1月16日(火)	10:00～11:30	キッズデー（体験保育）	開成保育園
23日(火)		キッズデー（体験保育）	
30日(火)		パパママハンドメイド(親子でのおもちゃ作り)	
2月13日(火)		鬼のお面作り	
20日(火)		ココアクッキーを作ろう	
毎週水曜日	16:00～	キッズデー(体験保育)	ゲームで楽しく
		「えだまめ茶会」	
随 時	子育てに関する悩み相談		(専用ダイヤル) ☎ 32・5343

◎参加希望の方は、それぞれの実施日の3日前までに電話にてお申し込みください。

小部保育園(朝日町)『こべっこ子育てワーク』 ☎ 29・9595

日 時	内 容	場 所
1月20日(土) 19:00～21:00	とんちちゃんの魔法の言葉かけく心の食べ物について パート2>	小部保育園 (参加希望の場合は、事前の 予約が必要です)
31日(水) 10:00～11:30	福笑い	
2月7日(水) 10:00～11:30	すてきな壁かざり	
14日(水) 10:00～12:00	とんちちゃんの魔法の言葉かけくしつけと押しつけの違いとはパートI>	
随 時	子育てに関する悩み相談	

あおぞら保育園(兵庫町) 子育てサロン『あおぞら』 ☎ 30・7372 毎回おはなし会が中心です。

日 時	内 容	場 所
1月17日(水)	親子一緒に絵本の楽しさを体感しましょう	あおぞら保育園 (対象年齢： 6カ月以上～就学前・未就園児)
24日(水)		
31日(水) 10:30～11:30		
2月7日(水)		
14日(水)		

※参加希望の方は、それぞれの実施日の2日前までに電話にてお申し込みください。

佐賀市社会福祉協議会【諸富町ふれあい広場】 佐賀市産業振興会館内(諸富警察署南側) ☎ 47・6261

日 時	名 称	内 容
毎週月曜から金曜 10:00～16:30	ふれあい広場	親子で自由に集う広場(昼食もOK)です。 (幼児向け手作りおもちゃや絵本を設置、貸出もできます。)
毎週土曜日 10:00～12:00		

「ふれあい広場サロン」日程 10:30～(40分～60分程度) 参加は自由です。詳しくはお問い合わせください。				
1月16日(火)	絵本を楽しもう	絵本の読み聞かせ	1月30日(火)	広場でストレッチ 軽装で運動しよう
20日(土)	かすたねっとサロン	ミュージカルフェスタ	2月5日(月)	かすたねっとサロン 豆まき
22日(月)	あつまろっと	子育てのおしゃべり	6日(火)	折り紙を楽しもう 季節をテーマ
24日(水)	にこにこ広場	アンパンマン体操、手遊び等	13日(火)	絵本を楽しもう 絵本の読み聞かせ
26日(金)	広場で絵本	絵本の楽しさを体験	14日(水)	にこにこ広場 アンパンマン体操、手遊び等



佐賀市児童センター

2月

の行事・講座参加者募集

～児童センターは自由に来館して遊べる、乳児、幼児、子ども達の遊びの広場です。新米ママさん達もぜひおいでください。～



中央児童センター

(旧佐賀市児童センター)

〒849-0915 佐賀市兵庫町藤木919-1

◎中央児童センター ☎33・5453 FAX31・9552

◎開館時間 9:00～18:00

◎2月の休館日 5日(月)・13日(火)・19日(月)・26日(月)

◎各行事・講座の受付 2月1日(木) 9:00～

3日(土)
10日(土)
17日(土)

おはなし会

「絵本、紙芝居など楽しいおはなしがいっぱいです！」

時間／11:00～11:30

4日(日)

えいがまつり

「ファインディング・ニモ」

時間／14:00～15:40

場所／ほほえみ館 4階 視聴覚室

9日(金)
16日(金)
23日(金)

親子リズム体操 申込制

時間／10:30～11:30

いずれか1回(できるだけ多くの方に参加してもらうため1組1回でお願いします。)

対象／2歳以上の幼児とその父母 17組

15日(木)

折り紙ひろば

「お父さんお母さんと一緒に折り紙で遊びませんか！」

時間／13:00～14:00

対象／幼児(親子で参加)

17日(土)

工作道場

「材木を特性を生かして自由に工作しよう！」

時間／13:30～16:30

対象／幼児(親子で参加)・小学生以上

18日(日)

こどもクッキング 申込制

時間／9:30～12:30

対象／小学3年生以上 30名

参加費／500円

場所／ほほえみ館 3階 健康料理講習室



▲こどもクッキング

「毎回ユニークなメニューで楽しいですよ！」

24日(土)

冒険あそび場 ～ケガと弁当は自分持ち～

「泥んこ・木登りなんでもあり！外でもいっきり遊ぼう！」

時間／10:00～17:00

主催／SAGA(佐賀冒険遊び場の会)

毎
週
火
曜
日

ビーとるキッズ

「アンパンマン体操や歌、お話、工作など楽しいことがいっぱい！」

時間／11:00～11:30

対象／幼児(親子で参加)

・2月は6日(火)からはじまります。

・13日(火)は休館日のためお休みします。

※ 申込制の行事は、事前に申し込みが必要です。



北部児童センター

(旧春日児童センター)

〒840-0201 佐賀市大和町尼寺1488-2

◎北部児童センター ☎62・7900

◎開館時間 9:00～17:00

◎2月の休館日 4日(日)・11日(日)・18日(日)・25日(日)

◎各行事・講座の受付 随時

2日(金)
9日(金)
16日(金)
23日(金)

きらきらキッズ

時間／10:30～12:00

2日(金) 豆まきをしよう

9日(金) 親子リズムダンス

16日(金) 絵本の読み聞かせ

23日(金) 子育て交流会

3日(土)
10日(土)

きらめきJr活動日 登録制

時間／10:30～12:00

対象／子どもまつり実行委員会

内容／子どもまつり準備

3日(土)

レッツスポーツ「なわとび大会」

時間／14:00～15:30

対象／小・中学生

7日(水)

運動場で遊ぼう「なわとびをしよう」

時間／14:00～16:00

対象／小学生以上

17日(土)

子どもまつり

時間／10:30～12:00

対象／保護者同伴の幼児、小・中学生、大人

内容／おばけ屋敷、フリーマーケット、駄菓子屋さん
など楽しい催しがいっぱい！

21日(水)

囲碁・将棋教室

時間／14:00～16:00

対象／小学生以上

22日(木)

ちょボラ隊

「ちょっとだけボランティアしてみよう！」

時間／15:00～15:30

24日(土)

子どもクッキング

「フレンチトースト・フルーツサラダ」

時間／10:00～12:00

対象／小学生以上

28日(水)

自然体験教室「じゃがいものたねいも植え」

時間／14:00～15:30

対象／小学生以上

工作教室「フリスビーを作ろう」

時間／14:00～16:00

対象／小学生以上

※ 申込制・登録制の行事は、事前に申し込み、登録が必要です。

※ ☺は大地域子ども教室の事業です。行事について詳しくは北部児童センターにお尋ねください。

佐賀城下ひなまつり 前売券発売中!!



今年も城下町佐賀に春の訪れを告げる「佐賀城下ひなまつり」を開催します。佐賀藩鍋島家伝来の格調高いお雛様を始め、鍋島小紋や佐賀錦など佐賀ならではの雛様が勢ぞろいします。

只今、徴古館、佐賀市歴史民俗館に入場できるお得な前売券を350円で販売中です。この機会にぜひお買い求めください。

【佐賀城下ひなまつり開催概要】

- 開催期間 2月17日(土)～3月31日(土)
- 開催時間 9時～17時(徴古館は10時開館)
- 会場 徴古館・佐賀市歴史民俗館ほか
- 入場料 共通券400円／佐賀市歴史民俗館入場券300円／徴古館入場券200円
前売券350円
- 前売券販売箇所 本庁観光・文化課、佐賀市観光案内所(JR佐賀駅構内)、佐賀市歴史民俗館、徴古館、佐賀市文化会館
チケットぴあ ☎0570-02-9999(Pコード:687-170)
※お近くのファミリーマート、セブンイレブン、サンクスの端末機及び
@電子チケットぴあ(<http://t.pia.co.jp>)でも購入いただけます。

◎問い合わせ 本庁 観光・文化課 ☎40・7110

http://www.city.saga.lg.jp/kankou_hina/



▲前売共通券



バルーンチャレンジシリーズ

第3戦【NTT西日本杯】1月21日(日)／第4戦【九州電力杯】1月28日(日)
2007年も、佐賀の空はバルーンでいっぱいです。

- 時間 いずれも7時～
- 会場 嘉瀬川河川敷(JR長崎本線南側)
- 参加チーム数 26チーム
- ※順延日 2月4日(日)

◎問い合わせ 熱気球大会佐賀運営委員会 ☎29・9000

1月 は国民健康保険税(第8期)の納期です。納期限は1月31日(水)です。

《佐賀市広報番組》さまざまな市の情報を発信しています。ぜひご覧ください。

TV 佐賀市から ぶんぶんテレビ コミュニティチャンネル(1ch) 毎月第3月曜日から2週間、市の事業の紹介をしています。 1月の放送予定(1/15～1/28) ①9:45～ ②17:00～ ③19:45～(約14分間) ※佐賀市のホームページでも動画でご覧いただけます。	いけいけ佐賀市広報! 市の広報パーソンがDJ担当。市からのお知らせ、イベント情報などを紹介しています。 FM佐賀(77.9MHz) 毎週土曜日 12:40～12:55
TV さが市政ガイド STSサガテレビ(36ch) 毎週土曜日 17:25～17:30	サガンシティー NBCラジオ佐賀(1458kHz) 毎月第1土曜日 15:00～15:15
TV ふじ有線テレビ(FYT) 市からのいろんな情報、特に富士町内の身近な話題を発信(富士町限定)「自主番組」毎日10:00～23:00	さが市政ガイド NBCラジオ佐賀(1458kHz) 毎週月・水・金曜日 11:05～11:10



各支所代表電話番号 諸富支所 ☎47・2131 大和支所 ☎62・1111
(市外局番0952) 富士支所 ☎58・2111 三瀬支所 ☎56・2111

人口データ

人口 204,471人(+13) 男 96,930人(+27)
世帯 79,458(+62) 女 107,541人(-14)

※平成18年11月末日現在の人口、世帯数
()内は前月との差

